

議 事 日 程 第 3 号

令和元年9月4日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	建設部長	杉浦隆治
会計管理者	猪俣郁子	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	安部道夫	財政課長	遠藤直樹
総合政策課長	安部晃市	教育長	大河原真樹
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	村岡学
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	我妻祐一
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主 任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、新庁舎と新病院がつくる市民価値について外1点、24番相田克平議員。

〔24番相田克平議員登壇〕（拍手）

○24番（相田克平議員） 皆さん、おはようございます。

明誠会の相田でございます。

私の質問は、新庁舎と新病院がつくる市民価値についてと立地適正化計画策定へ向けた本市のファシリティマネジメントについての2点でございます。

まず初めに、新庁舎と新病院がつくる市民価値についてを伺います。

建設へ巨額な建設費用を投じる限りは、老朽化した施設の単なる更新にとどまることなく、新たな市民価値の創出が不可欠と私は考えます。市と病院がどのような考えで臨んでいるのか、次の3点で伺いたいと思います。

1、新庁舎が創出する市民価値は何か。

新庁舎が整備されることで、市民にとってどんな価値が生まれるのか。各種手続きで来庁する市民への対応改善は最低限のラインであり、窓口業務はもちろん、市役所の業務全体が変わった、よくなったと、そしてまち全体がよくなったと感じられるような成果につなげる必要があると考えますが、どうでしょうか。

2、新病院が創出する市民価値は何か。

医師や看護師などの医療人材が不足し、地域医療の持続性確保が問われる現在、新病院建設でどのような市民価値が創出されるのかお伺いいたします。

そして、3、地域医療を守り育てる政策提言に対する見解と対応は。

昨年度提出された市議会民生常任委員会の政策提言をどのように捉え、どう取り組むのか。それぞれの項目について確認したいと思いますが、きょうは特に2つの点で確認させていただきたいと思っています。

持続可能でより充実した地域医療体制の構築には、病院のみならず市のリーダーシップのもとで市民一丸となった取り組みが必要と考えます。その点についてお伺いしたいと思います。

以上3つについて質問しますが、特に3点目については、提言内容の理解も必要になりますので、ここで触れておきたいと思います。

本市の地域医療は、医師や看護師不足が解消されない中、現場の負担が増加しています。特に市民の生命を守るために欠くことのできない救急医療を含む急性期医療の現場で、その傾向は強く、尊い使命感に支えられた現場の献身的な努力にも限界があり、ブラックと言える現状をこれ以上放置することは地域医療の崩壊に直結するものです。地域医療を守るためには、限られた医療資源の効率化を図るとともに、必要な医師確保のためにも、現在、大きな負担を強いている勤務環境の早急な改善が求められています。

そのような状況の中で、病院建てかえを機に、市立病院と三友堂病院による医療連携が協議され、地域医療連携推進法人という新たな枠組みの中で、人材や病床数など、さまざまな面で連携を図ることで、急性期医療と回復期医療に対する役割を明確化させ、地域医療体制の強化と充実を図る方針が示されたことは、本市の地域医療の持続性向上にとって大きな前進と期待しています。

しかしながら、地域医療の現場は、医療を提供する側だけで構成されているわけではありません。市民が医療面においても安心して暮らしているまちであるためには、医療の提供を受ける側である市民側の理解と協力が不可欠な時代であることを多くの市民とともに認識し、地域医療を守り育てる意識を共有することが重要と考えます。

そのようなことから、昨年度市議会民生常任委員会では、2年間にわたる調査研究に基づき、市民の生命と健康を守るために必要な地域医療を市民とともに守り、そして育てる取り組みを始めるための提言をまとめ、本市の取り組みを強く求めました。

市民の皆さんにも御理解いただく必要があるので、おさらいを兼ねて内容についても触れさせていただきます。

まず、本市地域医療の現状と課題についてですが、日本医師会の地域医療情報システム「JMAP」2017年10月の統計によると、人口10万人当たりの本市の医師数は165.2人となっており、全国平均の233.8人を大きく下回っています。全国的に平均3人でやっているところを2人でやっているという状況です。

診療科別診療所数では、外科や精神科を除く全ての診療科が全国平均を下回り、中でも小児科、眼科、歯科が全国平均を大きく下回り、とりわけ小児科は、全国平均17.6人に対し、本市は10.4人という現状で、なおかつ開業されている先生方が高齢になってきており、今後、安心して子供を産み育てるための医療体制としては早急な改善が望まれる状況にあります。

そして、医師や研修医が集まる病院の特徴として、専門医教育機能を持つ診療科が多いことや、規模が大きくよい指導医と症例が多いこと、施設が新しく医療機器が整っていること、当直回数が少ないこと、きれいな宿舎がある、都市部にある、年収が多く福利厚生がよいことなどが挙げられ

ます。

本市の地域医療を守るためには、市立病院がこれらの要件を可能な限り充足させて、医師が働きたい病院と生まれ変わることが重要となってきます。

一方で、市立病院の医師不足は年々深刻さが増しています。100床当たりの医師数比較では、30.0人の県立中央病院を筆頭に、県内では日本海病院が23.1人、置賜総合病院が20.2人、山形済生館が17.0人という状況に対し、米沢市立病院は11.0という現状です。あわせて高齢化率も高いため、結果として若手医師の当直回数が他病院と比較して多いことが医師不足に拍車をかけていると捉えております。

米沢市医師会では、平日夜間・休日診療所を運営し、時間外診療に係る病院医師の負担軽減に取り組んでくださっています。しかし、市立病院の時間外受診における入院患者の割合は13.9%、置賜総合病院の17.3%、三友堂病院の19.4%、舟山病院の19.8%と比較しても低いことから、もしかしてこれは、コンビニ受診と言われる自己都合による軽症者の受診も一定割合含まれるのではないかと想定され、このあたりは市民の皆さんの理解が進まないと解決できない問題となっています。

全国的にも、一部の患者やその家族の迷惑行為などで医療関係者が心身ともに疲弊し、医療の提供に支障が出るケースも見受けられるなど、住民が地域医療の将来を大きく左右する事態となっているケースが見受けられます。

幾つかの自治体では、身近な地域で必要な医療を受けるためには、「地域医療は地域住民自身が守る」という意識の醸成が大切と考えて、医療機関でのルールやマナーを守り、患者と医療関係者との信頼関係がより高まることを目指した行政のリーダーシップが効果を発揮している自治体もあります。

そこで、昨年度、民生常任委員会では、2年間

にわたり先進地調査を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会の方々と意見交換を行った結果として、5つの点について取り組みを求める政策提言を出させていただきました。以下、重要と思われるところを読ませていただきたいと思います。

政策提言。

地域偏在から生じる医師不足は、本市の救急医療を含む急性期医療の現場において、医師や看護師の労働環境を悪化させ、医療人財の不足に拍車をかける要因となっている。

全国の地方都市においても、権利意識の向上や大病院志向などの住民意識の変化、医療制度の改正や訴訟リスクなど、さまざまな要因が複雑に絡み合い、医療崩壊が危惧される状況を招いている。

医師不足が市立病院の経営不振につながっている現状において、本市でも広がる住民の大病院志向は、本来二次医療機関である市立病院の軽症患者数増加を招き、働く医師の過重労働へつながる負の連鎖を生じさせている。

本市の将来にわたる地域医療を考えると、医療を提供する側と受ける側それぞれがお互いを尊重し、今なすべきことを考え、行動に移すことが必要と考える。その実現のために、次の点について強く取り組みを求める。

1つ、条例による市民・医療機関・行政の役割の明確化。

この1つ目の項目において、委員会では、「地域医療を守り育てる条例」の制定とそれに基づく施策の実施を求めています。

市民の役割としては、医療機関それぞれの機能分担ということを理解して、かかりつけ医を持ち、コンビニ受診しないように心がけようというものであります。

2つ目、市民意識醸成のための具体的取り組みの実施。

これについては、福島県いわき市などで取り組まれている「かきくけこ運動」というのがあ

るのですが、かかりつけ医を持ち感謝の気持ちを伝えます。救急車は適正に利用します。薬は正しく飲みます。健診を受診し健康づくりをします。コンビニ受診はいたしません。これらの市民の心得ですね、そういうものをしっかりと身につくような取り組みをしていきたいと思いますというのを書かせていただいています。

3つ目には、医療人財確保のための積極的な取り組みの実施。

例えば独自の奨学金制度を検討するとか、事米沢市においては、産科、小児科の充実が大切でございまして、その辺について力を入れていただきたいということを書かせていただいております。

4つ目、広域連携による「24時間健康・医療安心ダイヤル」の設置。

そして、5つ目、市民の声を反映させた地域医療政策推進のための体制整備。

具体的には、米沢市に地域医療を統括して政策づくりをする機関というものが厳密には存在しておりません。市として組織内に明確に地域医療を所管する部門の設置が必要と考え、その設置を求めています。

2年間の調査研究の結果、当時の民生常任委員会としては、もはや病院の努力で地域医療を守れる時代ではないと考え、結論に至っています。市の強い意思と具体的な施策の実施、住民意識の高揚とそれに基づく行動を喚起する必要があり、新病院建設を好機として不退転の気持ちで本政策の実現を目指してほしいというふうな結びで終えています。

これを3月13日に、当時の島軒純一議長から市長応接室において中川市長に手渡し、市長は、健康長寿日本一を目指す取り組みの中で、医療の役割は大きい。提言に沿うような努力をしたいというふうに述べております。

ここで、議長の許可を得て皆さんに資料を配付させていただきたいと思いますので、ごらんくだ

さい。

この資料は、5月15日付の山形新聞の記事です。「地域医療 守り育てよう」と題した渡邊孝男病院事業管理者のコラム記事が掲載されています。

後でゆっくりと読んでいただきたいと思います。が、内容としては、厚労省の医師偏在指標では、本県が医師少数県で、置賜二次医療圏は医師少数区域にあることを紹介し、我々の行った政策提言における市民の役割と医療機関の役割に触れ、「救急を含めた市民の適切な医療機関の受診は、市民にとっても医療機関にとっても有益だ。政策提言を尊重し、先進地域の取り組みも参考にしながら、その実現に力を尽くしたい」と結ばれています。

先日の島軒議員の質問で、病院事業管理者は、近い将来「地域医療連携推進法人」という枠組みの裾野を広げて、地域包括ケアシステム、充実したこのシステムの構築へとつなげていきたいという旨の答弁をされています。また、その中で、市長がこの間、医師の確保へ尽力されてきた経緯の紹介もありました。

提言全体の全てを直ちにというのは難しいのかもしれませんが、特に条例については、提言の趣旨を踏まえ、現状を考えれば、新病院開業前の制定が望ましく、巨額の建設費を投じ建設する新病院が新たな市民価値を生み出すために、ぜひ条例制定をすることにより効果を最大限へと引き伸ばしていきたいものです。地域医療を守り育てる政策提言に対する市の見解と対応を、特に項目1と5についてお聞かせいただければと思います。

次に、立地適正化計画策定へ向けた本市のファシリティマネジメントについて伺います。

さて、ファシリティマネジメントという言葉の定義ですが、公益社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会では、業務用不動産、土地、建物、構築物、設備等、それら全てを経営にとって最適な状態、コストの最少化、効果の最大化を図りながら保有し、運営し、維持するための総合的

な管理手法とされております。

殊さら自治体においては、人口減や厳しい財政状況、住民ニーズの変化の中で、生活に必要なインフラをいかに維持するのか。持続可能な公共サービスの提供に向けて、経営的視点から全体最適を図る取り組みとして近年注目されています。

人口減少下では、公共インフラを現状規模で維持し続けるのは難しいということに加えて、今後、インフラの多くが一斉に更新時期を迎えるため、財源が不足すれば、必要性の高い施設の維持管理まで困難となるおそれがあるため、全てを一元的にマネジメントし、全体最適化を行う必要があるわけです。

大胆な統合や転用、それらを実施していくためには、十分な市民理解が不可欠であり、明確な将来ビジョンの提示こそが市民の理解と納得につながっていくのだと思います。

つまり、現在策定している立地適正化計画とファシリティマネジメントは表裏一体の関係にあり、本市の持続可能性向上のためには、立地適正化計画を生かしてより効果的なファシリティマネジメントを推進する必要があると考えます。次の2つの点について御答弁をお願いいたします。

1つ、本市のファシリティマネジメントの基本的な考え方は。

本市のファシリティマネジメントは、公共施設等総合管理計画としてまとめられているという認識でよいのか。または、そのほかの計画や行政組織としての視点や考え方があるのかお答えください。

2つ目、立地適正化計画によりマネジメント効果の向上を狙うべきではないか。

現行の公共施設等総合管理計画は、立地適正化計画着手前の策定であります。今後、立地適正化計画が策定されていく過程の中において、ファシリティマネジメントの視点が重視され、反映されるべきであります。また、計画策定によって、より効果的なファシリティマネジメントの実現を

目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。2つの点についてお答えください。

以上となりますが、2期目を目指す中川市長が、次の4年間どうかじを切り、どこに向かってアクセルを踏むかは、市民の最も注目とするところだと思います。ぜひ前向きな御答弁を期待し、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、1の(1)新庁舎が創出する市民価値についてお答えいたします。

庁舎の建てかえについては、現庁舎の耐震診断の結果、大地震の際に倒壊、または崩壊のおそれがあるという判定であったことから実施に至ったものであります。

このため、新庁舎においては、免震構造の導入や1階フロアの高さのかさ上げなどを行い、地震や豪雨等の災害発生時にも防災拠点としての機能を十分に発揮できる施設とする予定です。市民の生命と財産を守り、市民の安全安心を確保することが新庁舎の大きな役割と考えております。

また、今の基準に合ったバリアフリーやユニバーサルデザインを導入し、誰もが使いやすい施設にすることも利便性の向上の一つであると考えております。

窓口サービスの向上に関しましては、1階フロアに市民の方がよく来られる市民課や環境生活課のほか、福祉関係の部署を配置し、複数部署にまたがる手続の際に、来庁者の移動をできる限り少なくしたいと考えております。

また、出生、死亡、婚姻等に関連する手続について、対象者や必要書類等の確認ができるようなチェックシートを作成し、手続の漏れを防ぐとともに、わかりやすい窓口サービスの提供ができるよう検討を進めているところであります。

さらに、新庁舎では、大きな執務空間に机を規則的、均一に配置するユニバーサルレイアウトを導入する予定であります。各部署の仕切りがな

くなりますので、部署間の連携がスムーズになり、結果として来庁者の待ち時間短縮や、複数部署にまたがる相談への円滑な対応などの効果も期待できると思っております。

このような新庁舎における行政サービス等の向上の取り組みとともに、生まれ変わった庁舎で従事する職員の職員力をさらに磨き上げながら、市役所全体のレベルアップを図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、問い1、(2)耐震、そして老朽化への対応以外に新病院の付加価値は何かについてお答えいたします。

このたびの三友堂病院との機能分化・医療連携におきましては、地域の人口減少・少子高齢化の進展に伴い、医療需要が変化し、県の定める地域医療構想で指摘されている急性期病床が過剰、回復期病床が不足との課題に対応するとともに、「米沢市医療連携あり方に関する方針」に従い、米沢市の救急医療の確保や医師の確保に努めているところでございます。

市立病院に救急医療を含めた急性期医療が集約されますと、当然ながら難しい症例が集まりますので、専門医を目指そうとしている専攻医や若い医師にとっても、研修が充実するため集まりやすくなり、それを指導する指導医の招聘もしやすくなるなど、これまで医師の不足や高齢化が負のスパイラルを招き、医師1人にかかる負担が限界に来ていたところから、医師が集まりやすい環境が整うことで正のスパイラルが生み出されることにより、医師の確保により効果があらわれてくるものと期待をしております。

また、急性期医療が集約されるメリットとしては、医師だけでなく、看護師や薬剤師などの医療従事者に対しても魅力的な病院となりますので、医療従事者も充実してくることになり、医療の質

も向上し、必然的に多くの市民の皆様安心して市立病院を利用していただけるようになるものと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、市議会による地域医療を守り育てる政策提言に対する見解と今後の対応等についてお答えいたします。

このたびの政策提言にもありますとおり、本市の地域医療は、医師や看護師等の医療従事者の不足から、医療現場の負担が増加している傾向にあり、特に、救急医療を含めた急性期医療の現場においては、医師不足からくる過重労働の問題など、地域医療を守る取り組みが急務であると考えております。

米沢市立病院と三友堂病院による新病院建設が進んでいる中、本市の地域医療を守るため、市民、医療機関、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、地域全体で限りある医療資源を守り、支え合う環境づくりが必要となっております。

このような状況を踏まえ、議会からいただきました提言につきましてお答えしてまいります。

初めに、条例により市民、医療機関、行政の役割を明確化することとしての「地域医療を守り育てるための市民・医療機関、行政の役割を明確化する条例」——仮称でございますが——の制定についてと、それに基づく施策の実現についての本市の考え方ではありますが、政策提言にもありますとおり、本市といたしましても、市民、医療機関、行政がそれぞれの役割と責務を明確にし、地域全体で限りある医療資源を守り、支え合う環境づくりや地域医療を守り育てる意識を市全体で共有することが重要であると考えております。

このような状況における対策の一つとして、宮崎県延岡市では、全国で初めて地域医療を守る条例が制定されました。宮崎県延岡市の「延岡市の地域医療を守る条例」でございますが、延岡市で

も慢性的な医師不足、救急医療を担う医師の過酷な勤務環境等を背景に、当該地域の中核病院である宮崎県立延岡病院の医師の大量退職報道を発端に、自治会や商工会議所を中心とした市民団体が立ち上がり、組織的な医師確保対策への署名活動や医師に対する感謝の気持ちを手紙で伝える取り組みなどを市と協働で啓発活動を実施し、その結果として、夜間・休日に救急受診をする患者がピーク時から40%近く減少したとのことでした。

こうした地域医療を守る市民運動の機運の高まりや活動について、延岡市では、これらの活動を一過性のものとして終わらせず、それぞれが同じ理念のもと活動を継続することが重要であると考え、「延岡市の地域医療を守る条例」を平成21年9月に制定したものであります。

このほか、提言書にもありました栃木県小山市のほか、福島県いわき市においても同様の条例が制定されており、山形県内におきましては、真室川町において、「真室川町の地域医療を守る条例」が平成29年3月に制定されております。

本市といたしましても、将来にわたって地域医療体制を安定的に確保していくためには市民、医療機関、医療従事者、地域医療にかかわる関係者が地域医療の抱える課題を正しく認識し、それぞれの立場で課題解決に向け協働して取り組んでいくこと、そして、地域医療は、地域全体で守るという意識の醸成は必要不可欠であると考えておりますので、今後の地域医療を考えていく上で、条例制定の必要性を含め、さまざまに検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の声を反映させた地域医療政策を推進するための体制を整備することにつきましては、新病院開院に伴う医療連携推進法人の設立に合わせ、地域医療の充実に向け、どのような組織体制とするのが望ましいかについて十分に議論をしてまいりたいと考えております。

地域医療を守り育てるため、議会からの政策提

言の内容については、地域医療のあり方に関し本市が抱える課題であり、その趣旨については十分に理解されるものであり、将来においても地域医療を守るため、議会とともに事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、立地適正化計画の策定に向けた本市のファシリティマネジメントについてお答えします。

ファシリティマネジメントは、御質問の中にもありましたが、アメリカで生まれた経営管理手法で、少ないコストで最大の効果を出せるように、土地や建物などの経営資源を総合的に管理、活用することであり、近年、地方自治体の中でもこの考え方を導入しているところが見受けられます。

本市におけるファシリティマネジメントの方針については、具体的に定めたものはないところですが、公共施設における管理、活用の考え方としましては、御質問にもありましたとおり、公共施設等総合管理計画の中にある基本原則の3つに示しているところであります。

1つ目が、「公共施設等の保有総量の適正化」。

2つ目が、「維持管理・運営効率の向上」。

3つ目が、「安全・安心で快適な利用環境の確保」になります。

この原則の根底にあるものは、議員が述べられたファシリティマネジメントの考え方と同じく、単に新しい施設を整備しないとか、削減することではなく、施設の特性を十分に把握し、その既存の施設を充実させて有効活用しながら、公共施設の最適化を図るものであり、具体的な数値目標として、延べ床面積の保有総量を20年間で20%削減することを掲げているところであります。

この3つの基本原則を進めていくことにより、自治体経営において最少のコストで効果を最大

限に図ることを目指しており、公共施設等のマネジメントについては、公共施設等総合管理計画の中で実施していくということで御理解していただいてよいかと考えております。

次に、立地適正化計画と公共施設等総合管理計画の関連ではありますが、まず、公共施設等総合管理計画については、今年度と来年度の2カ年をかけ、国から新たな義務として求められている個別施設計画の策定作業を進めているところです。

具体的には、体育施設、文化施設など個々の施設ごとに建物の劣化状況や利用者の状況など、さまざまな観点で施設の状況を確認し、今後のあり方をまとめていくものになります。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定、また、管理計画自体の見直しに当たっては、施設によっては廃止していくものもあれば、統合していくものもあり、例えばではありますが、学校施設や市営住宅は統合や集約をしていく。また、その他の施設については、改修などをしながら当面維持していくというような検討を経て、施設ごとに具体的な方向性を示していくことになり、こうした方針に従いながら、効率的な自治体経営を目指していかなければならないと考えております。

現在、策定作業が進められている立地適正化計画の目的も、都市計画の視点で自治体経営の効率化を目指すものでありますので、今後、立地適正化計画の方針と十分に整合性を図り、公共施設の最適化を進めながら、相乗効果を図っていく必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、立地適正化計画の中で、今後、都市機能誘導区域などが設定されるかと思いますが、その目的や趣旨に従いながら、公共施設等総合管理計画も必要に応じて見直しの作業も出てくるものと考えております。

この区域のこの施設は残していくとか、また、この区域とこの区域の施設は複合化していく必要があるかを検討していく上では、議員の御質問

の中にもありましたとおり、立地適正化計画と公共施設等総合管理計画は、相互に連携や調整を図っていくべきものと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番(相田克平議員) ありがとうございます。

まず、2項目めのファシリティマネジメントについてのほうから、ちょっと2回目の質問をさせていただきますけれども、今、部長から御答弁いただいたのをお聞きする限り、私の認識と、あと考え方も合致しているので、安心したところです。

その上でのなるわけですが、今の部長の答弁でいくと、やっぱり今後策定される立地適正化計画を受け、さらに、その個別施設計画も考えていくことになるということだったわけですが、もう少し時間軸を前に持っていったって、立地適正化計画を策定する過程の中で、逆に今ある施設の評価というものもある程度反映させていったほうが両方の効率が伸びるんじゃないのかなと、上がるんじゃないのかなというふうに私は考えるわけです。

つまり今後、長く有効に使えるような施設があれば、それが例えばさまざまな機能誘導地域と、また居住誘導地域の外であっても、小さな拠点の核となり得るように、それぞれの地域をしっかりと考えていく必要があると思いますが、その点について、担当は建設部になると思いますので、担当部署の認識はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話が合ったとおり、立地適正化計画は、市街地の都市機能を向上させることで、コンパクトで効率的な都市構造の実現を目指していくものであります。また、公共施設については、市民の暮らしを支えてさまざまな生活サービスを提供しておりますので、特に都市機能の向上という点においては、立地適正化計画においての誘導施設になり得るものと考えているところであり、そういったところから、既存の公共

施設も立地適正化計画のほうに十分に織り込みながら、考えながら、誘導区域の考え方も含めて策定に当たってまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番(相田克平議員) その関係性をうまくやっていくことが大切だと思うとともに、例えばですが、施設だけではなくて、インフラにおいても、町なかのスポンジ化による全体コストに対する影響、ざっくり言えば、除雪で言えば、市道総延長約700キロを7億円で除雪していると考えれば、100メートルに年間1シーズン10万円かけていると想定すれば、町なか、道路両脇に20軒あったお宅が空き家がふえることによって10軒になることによって、1軒当たりの負担を除雪費で考えると、5,000円だったものが1万円に上がるという状況なわけです。でも、本市では世帯平均で言えば大体2万円ちょっとぐらいの除雪費の金額になっているはずなんです。

ということは、そういう効率の高いエリアがしっかりとした効率を保つからこそ、郊外の除雪効率で言えば低いところも維持できるというところが、立地適正化計画を市民の皆さんに理解していただく上では、そういうところをきちっと伝えていく必要があるんだと思います。

今後、計画策定に向けてさまざまな地域説明会等々を行っていくようですが、そういう視点を住民の皆さんと共有できるような機会にしていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話が合ったとおり、その線引きで区域を切り離していくという考えではなくて、尊重しながら、そして緩やかに誘導してコンパクト、そして機能的な都市をつくっていくという目的でありますので、そういったところを十分に踏まえながら、これから具体的な説明に入っていきますけれども、丁寧な説明をして御理解を得られるように努力してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番（相田克平議員） お願いいたします。

そこを今回の質問ではお願いしたかったというところです。つまりファシリティマネジメント的な、全体を一元化して見たときの最少コストで最大の効果を生んでいく、そういうふうにするために立地適正化計画というものの必要性があり、立地適正化計画を策定することによって全体のファシリティマネジメント、効率化が向上していくというところの関係にありますので、なかなかこのことを市民の皆さんに理解していただく機会というのはそうそう持てない。

だけれども、私の周りの市民の方の多くは、人口減少によってどういう将来への影響があるかというところで、一番理解されるのはそのポイントなんです。ですから、有効な機会にしていだきたいと思いますので、ぜひそのように取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、1番目のほうに戻ります。

市役所庁舎が新しくなることによつての市民価値ということで、窓口サービスの向上ということは、答弁でもいただきましたけれども、それは想像ができるわけです。レイアウトの関係から他部署との連携がとりやすくなるということで、その効果が期待できるということもイメージできる。

部長は、結びのところで、職員力を磨き、全体のレベルアップを目指していくというような御答弁をいただきました。その部分なんですけれども、現状で想定されているといいますか、どういう部分を磨いて、どのようなレベルアップを目指すのか、ございましたら、ぜひお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 新庁舎ができることもありますが、日ごろからやはり職員力の向上については取り組んでいるところであります。非常に幅の広い御質問でありますので、今なかなか難し

い答えになりますが、やはり市民対応にしっかり、あるいは政策の推進力であったり、さまざまな面においてやはり職員全体のレベルアップという意味でお答えしたつもりでございます。

やはり自分で考えながら、適切な行動をできる、そういった職員であってほしいし、「挑戦と創造」、やはり今そういうキャッチフレーズがありますから、それに向かっていく職員であってほしいし、突破力のある職員などを育成したいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番（相田克平議員） 文字、言葉で言うとてもきれいなんだけど、具体的な中身には若干欠ける印象があります。日常的にそういう努力をされているということは理解しています。

ただ、それが成果になっていると感じているかという、やはり市民の皆さんはそういう評価ではないんじゃないかというふうに思うわけです。

ですので、そうよく時々あることではない、50年に1回あるかないかの庁舎の建てかえです。レイアウトも変わり、仕事の仕方も変わるわけです。しかも、部署間の連携もとやすくなる。これは庁舎建設の視点からそういう効果を見てきたわけですが、今現場で働いている職員の皆さんが、例えば完成する青写真、図面を見て、こういうことができるようになるんじゃないか、こういうことで力を発揮していきたいというふうなイメージをめぐらせて、それに向かって準備していくことが大切だと思うんです。現状そういうこと、そういう機会というのはありますか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 このたびの庁舎建てかえに当たっては、窓口サービスについては、窓口検討部会を設けて検討しておりますし、これにつきましては、今後の課題になりますけれども、今回の建てかえを機に組織についても改めながら、やはり新しい庁舎になると同時に、組織についても見直しを図ってと考えております。

今後、職員に対しては、議員が今おっしゃられたようなことも含めまして、新庁舎を契機に職員みずから変わっていくような、そんな行動ができるような取り組みもしていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番（相田克平議員） 正直申し上げまして、私も具体的に提案することもきょうは準備していませんので、今後、しっかりと考えていただきたいというふうに申し述べておくことにしますが、1つには、皆さんの仕事はどういう市民価値、市民満足につながっているかという視点をやはり常に持つこと、それが大切だと思います。

確かに窓口業務は、レイアウト、建物が変わることによってかなり改善できる余地がある。けれども、市の仕事は窓口業務だけではないわけで、全体として生み出す効果をやはり引き上げていくためには、現状の取り組み方ではちょっと不十分、市民の皆さんがどういうことを望んでいるのかは、各部署が本当につかんでいると思うんです。それを形にしていくために庁舎建てかえがどういうふうに機能していくのか、それを考える機会というものをぜひ設けていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

病院のほうの市民価値は、やはり医療人材の充実が質の向上につながっていくと、そこが病院として市民の皆さんに提供する最大の確かに価値だと思いますので、期待申し上げたいと思います。今、市役所側に言ったことと同じですけども、今後、図面が進んでいけばどういう建物になるのか、今現状例えば経営体系がどういうふうになるのかとか、現在働いている方がさまざまな不安を抱えて見えない中でやられているように思います。

できるだけ早い段階で、さまざまな情報を開示しながら、一丸となって新たな病院が作り出す市民価値の最大化のために取り組んでいただきたいと思いますが、その点についてはいかがです

か。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今、市立病院は、企業会計全適でやっているわけですが、この経営形態を変えようかということでの議論は確かにさせていただいております。具体的に申し上げれば、地方独立行政法人化ということも、これは病院経営の効率化と、あとより質の高い医療を提供するためにはそういった手法が全国的にも成功例ございますので、そちらのほう検討しておりますが、ただ、こちらのほう、職員の身分の変更もございますので、そこはちょっと慎重に検討していきたいと思います。

何よりも職員の働きやすい環境づくりというのがまず第一でございますので、それと組織のあり方が一致すれば、そういった方向に進めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番（相田克平議員） ぜひお願いします。

あともう一点、我々がこれまで医療連携であったり、市立病院の現状、地域医療の現状を見てきた側としては、今回の新病院建設の形、そして連携が深まること、本当に期待しています。市民にとってもとてもよいことだと思っています。

ただ、やはりたくさんの市民が一方でどうなるのとまだ不安を持っていらっしゃる方がたくさんいる。よくなるよ、お医者さんもふえると思うと、お医者さんがふえれば十分な質の向上にもつながると、安心して皆さんが病気になったときに命を守ってくれる拠点になるよという話をさせていただいているんですが、一緒に役割分担を行いながらやる三友堂病院はどうなるんだという声がよく聞かれるんです。

あと、協議、ビジョンが明確になっていない部分も残るのかもしれませんが、そういう市民の方々の不安を解消することもとても大切だと思います。その点について、これが病院がやるべきなのか、市がやるべきなのか、私はちょっとど

ちらに求めるべきなのか整理がついていないんですけれども、そういう声を受けとめて対応していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今、基本設計を策定している段階でございます。また、先に基本計画も策定したわけなんですけれども、住民説明会等も通しまして、やはり三友堂病院と1つになるということは、非常に歓迎されているわけなんです、一方で、今ある三友堂病院の機能がどうなるんだということでの不安もいただいております。

この場をおかりしまして、改めて御説明させていただきますが、三友堂病院と三友堂のリハビリセンター、この機能はそのまま継続しますので、さらに、三友堂病院自身も新たな病院になるわけですので、療養機能が充実しますので、機能としては今より充実するというふうに思っております。

ただ、じゃあ具体的にどういった機能になるんだというのは、実は今精査しているところでございますので、基本設計がまとまる前におおよその姿が見えた段階で、議員各位のほうにも御報告申し上げますし、また、機会を見つけて市民に対するお知らせなどもやっていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 相田克平議員。

○24番(相田克平議員) ぜひお願いいたします。

特に、現状何かの疾患を持ちながら三友堂病院に定期的に通われているような方々というのは、やはり相当程度どうなるのかということに不安に思われているわけです。相手方ではあっても、2つが一緒になって、現地で新しい病院になることによってどういうふうになっていくのかということで、不安解消をまず先にやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

さて、3番目のところの提言に対する御答弁、はっきり超前向きとはなかなかとれないけれど

も、内容については共有できていて、方向性も一致しているなというふうに感じました。

それで、私は特に組織の部分については検討して下さるそうなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、今現状で言うと、要するに健康課ですと言われちゃうと、健康課は健康づくりであって、じゃあ病院はやはり医療の提供側なわけです。地域包括ケアとかは健康課のほうで所管するわけだけれども、地域医療政策として、例えば小児科の問題をどう解決していくのか、どういうふうにすれば解決できるのかということ、または連携推進法人が裾野を広げていって、地域の方々が安心して暮らし続けられるような地域包括ケアシステムを充実させていくためには何が足りないのかとか、そういう視点でしっかりと全体を見渡す部署が必要だと思うわけです。ぜひそういう方向で組織については検討していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。答弁は結構です。

条例について、時間も迫っているんで、ぜひお聞きしたいんですけれども、今、米沢市としては健康長寿のまちづくり推進条例に取り組んでいて、その中でも市の役割として個人の健康を支え、環境の整備を図るため必要な施策に取り組むというふうに書かれているわけです。

一方で、たしか昨年だったと思いますが、厚労省の資料だったと思いますが、医師の働き方改革なんていうことで、やっぱり条例をつくって効果を出しているところがあるなんていうことを厚労省も書いているわけです。ぜひこれせつかく取り組むのであれば、条例制定を検討していただけるのであれば、市立病院への医師の配置をやっぱり協力する大学側が協議するよりも前に形にしていくべきだと思うんです。

その点についてぜひ市長の思い、御答弁をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。時系列的に。例えば令和3年ぐらいにはできていないとメッセージ性は伝わりませんので、市民に対するメ

ッセージもあるけれども、医師を派遣してくれる大学側にもメッセージ性は期待できるわけです。その点についてぜひお聞かせいただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 この議員の言われる条例というのは、今後やっぱり検討すべきものであるということとは私も承知しております。

ただ、今進めている、今お話にありましたように、健康長寿推進条例も今パブリックコメントを進めながら議会に上程するというような運びで今準備を進めております。そういった中において、やっぱり自分の健康をどう守っていくか、市民一人一人の健康と、そういったものについて責務というようなことも入っておりますので、そういったことをしっかりと取り組むことによって、当然行政の責務もあるわけでありますので、そういった流れを受けて、今度は実際の医師の確保でありますけれども、きのうも島軒議員の質問に答えさせていただきましたけれども、やっぱり医師を配置、派遣していただく団体、山大医学部との連携はしっかりと進めていかなければならないというふうに思っております。

そして、小児科のお話もありました。小児科のほうの対応につきましても、医師会長並びに民間の小児科のクリニックの院長先生と定期的に医学部のほうに通っております。そういった中で、今後どのようにやっぱりしっかりと経常的な医師の確保を進めていくかということについては、もっともっと努力をしていかなければならない。そして、まだまだ医師の配置状況については低い状況になっておりますので、一番はやっぱり確保とともに、医師の働く環境の場、こういったものをしっかりと整えていく必要があると。

そういった意味での条例化というものは大切だなと思っておりますし、そして、今回の市立病院と三友堂病院の医療連携の中心の一番大きなものは、私は医療の拠点づくりをやるんだという思

いを持っております。今後、この話しっかりと方向性を見出すことができれば、そして、建設に向けて順調に進めば、今度はそのほかの米沢市には国立米沢病院もありますし、そのほかの舟山病院とか、そして地域外での置総と絡んでいない病院も、町立病院もあるわけでありますので、この辺との連携をどうやって進めていくかということが、この次の課題になってくるというふうに思っておりますので、そういった段階になって、まず健康長寿推進条例でやってみて、その後のことについては、そういった条例も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○鳥海隆太議長 以上で24番相田克平議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、予算編成過程の公表について外2点、3番我妻徳雄議員。

〔3番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○3番（我妻徳雄議員） おはようございます。

質問項目も多いので、前置きなしに早速質問させていただきます。

市民平和クラブの我妻徳雄です。

大項目の初めに、予算編成過程の公表について質問します。

本市は、当初予算の審議に当たって当初予算重点事業等説明書を作成しています。これには重点的に行う優先度の高い300を超える事業が掲載されています。予算編成後に公表しています。しかし、どうしてこのような予算になったか、またはしたのかの予算編成過程の公表は行っていない

ん。

予算は、事業を実施する上で欠くことのできないものです。市政の透明性の向上と、市民の皆さんに開かれた予算編成を行うため、各段階における予算編成状況の公表が必要と考えます。

予算編成過程の公表は、行政と市民の双方向での対話を促し、市民の理解や協力を得るために、また、行政と市民の協働を進める上でも、そして、さらには市民のまちづくりの参画意識を高めるためにも有意義であると考えられます。

予算編成過程の公表内容などは、自治体によって大きく異なりますが、全国的には進んでいます。事業ごとに予算要求書と予算決定額のみを掲載しているところから、それらの情報に加え、査定内容なども掲載している自治体もあります。また、事業ごとの概要や目的、事業費、優先度までも公表した上で、住民の意見を募集するといったパブリックコメントのような形で実施している自治体もあります。

予算編成過程の内容を市民に理解していただくためには、事業の目的や概要を初め、正確で質の高い情報をできるだけ多く提供していくことが重要と考えます。本市においても予算編成過程の公表が必要ではないでしょうか見解をお聞かせください。

次に、大項目の2点目、公共インフラの長寿命化についての質問に入ります。

まず、公共施設等の長寿命化についてお尋ねします。

本市は、2017年3月に、本市が保有している建物系施設、インフラ系施設を含めた全ての公共施設等について、総合的な視点から現状を把握、分析し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、持続的な行政経営を推進するために、公共施設等総合管理計画を策定しました。

公共施設等総合管理計画では、本市が所有している公共施設等の規模を現状維持すると仮定し

た場合、大規模改修・更新に要する将来費用は、今後40年間でおよそ2,778億円と算定しています。これを平均すると、年間69億4,000万円にもなります。

維持管理額の縮減も考慮し、20年後に建物系施設の保有総量の床面積で20%削減を目標として、目標年次に向けて維持管理負担額と更新に必要な税等負担額の合計で15%削減を目指して進めています。

しかし、2016年度は元東部ひかり保育園が解体されたため、床面積は0.1%減少しました。しかし、2017年度は第三中学校寄宿舎が解体されましたが、道の駅米沢が完成したため、床面積は逆に0.8%増加しています。公共施設等総合管理計画の進捗状況と当面の方向性についてお聞かせください。

また、文化会館や置賜総合文化センターなどの建物系公共施設については、全体的な建物の活用を含めた個別計画の策定の作業は進んでいるでしょうかお答えください。

次に、道路等の長寿命化についてお尋ねします。

太古の時代から道は存在していました。恐らく初めはけものが通ったけもの道だったのではないのでしょうか。そして、人も利用するようになり、徐々に整備が進められ、多くの人が通る道路ができたのではないのでしょうか。

道路は、私たちの生活を支え続けてきました。人や物を運び、情報を運び、文化を運び、私たちの歴史の中で重要な役割を担ってきました。

本市の多くの市道は、高度成長時代に建設され、アスファルト舗装が施されました。舗装も年数の経過や交通量の増大、除雪や凍結防止剤などによって劣化が進んでいます。今後、舗装の老朽化がさらに進行し、将来的に大きな財政負担が集中する懸念があります。

また、生活道路でも、昭和30年代に簡易な舗装工事を実施したことや、農道から市道に移管された路線も多く、舗装の劣化が進んでいます。傷

みが少ないうちに手だてを実施し、計画的に補修を行うことが効率的です。そして、修繕にかかる費用も少なく済むと考えられます。

路面を総合的に評価し、計画的に修繕をして、良好な状態で供用することが大切です。どうしても経年劣化によるものや、除雪などの影響で穴があき、ひび割れなどの損傷が生じてしまいます。早期発見・早期補修することで損傷の拡大を防ぎ、結果的に費用を抑制することができると考えられます。道路状況の把握、維持、修繕対策はどのように実施しているのでしょうかお尋ねいたします。

将来の費用及び対策状況を把握し、損傷の程度が深刻化する前に対策を講じるのが効果的です。維持管理コストの縮減、予算の平準化を進める必要があります。そのためには、将来を見据えた道路舗装の長寿命化計画が必要ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、橋梁の長寿命化についてお尋ねします。

本市では、2014年3月に「米沢市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の維持管理に当たっています。全国的な傾向と同様に、本市においても橋梁の老朽化が進んでいます。従来の壊れてから直す対症療法的な管理では、近い将来生じる大きな財政負担に対応できなくなり、道路利用者への安全・安心なサービスを継続的に提供することが困難になることが懸念されます。

米沢市橋梁長寿命化修繕計画では、一般的に老朽化の目安となる建設後50年を経過する橋梁が、今後、急速に増加していくと記しています。50年を経過した橋梁数はどのようになっているのでしょうか教えてください。

米沢市橋梁長寿命化修繕計画では、損傷が軽微な段階で計画的に対策を実施する、予防的な管理を行うことにより、橋梁の長寿命化による維持管理コストの縮減並びに予算の平準化を図りつつ、安全で安心な道路サービスの提供を行うとしています。計画的に対策をどのように進めているの

でしょうかお尋ねいたします。

大項目の3点目、住民参加型の公共事業の現状についての質問に入ります。

市民要望に応え、地域社会が直面する課題を着実に克服し、安心と希望にあふれるまちづくりを推進していかなければなりません。そこで、従来の補助金に頼らない、住民参加型の共助の事業を一層拡大する必要があると考えます。公共サービスへのニーズの変化や求める質、水準の高度化した社会を実現していくことが大切です。地区、地域の問題を住民がみずから考え、みずから汗を流して対応することで、その土地になじんだ地区、地域づくりが一層進められるのではないのでしょうか。

簡易な公共事業を地区、または地域に発注する制度については、市民参加及び協働の推進、道路保全意識の高揚及び不法投棄の防止、地域コミュニティの活性化、市道維持管理コストの縮減を目的に、地域住民でも対応可能な道路の草刈りなどの軽作業を地域の自治団体へ委託する、地域との協働事業を2008年度から市道における草刈り作業等、小規模作業として実施しています。

本市の住民参加型の公共事業の現状はどのようなになっているのでしょうかお知らせください。

そして、今後のその方向性についてどのようにお考えになっているのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、1、予算編成過程の公表についてお答えいたします。

予算編成過程の公表については、行政と市民の双方向での対話を促し、市民の理解や協力を得るために、また、市民のまちづくりへの参画意識を高め、行政と市民の協働を進めるために一定の効果があると考えております。

しかしながら、予算編成過程の公表には、事務

量の増加などの課題があると考えております。当初予算の編成は、それぞれの事業内容や実施方法などを検討し、必要な経費を積み上げるという事業担当課の予算要求書の作成から始まり、それらを一一つ精査しながら査定を行っていくという膨大な事務作業の積み重ねであります。

そうした中で、公表のための事務を実施するためには、新たな多くの事務量が生じ、人的コストが増加すると考えております。

予算編成過程をインターネットで公表している団体の内容を見ますと、議会費、総務費などの目的別に、あるいは部局ごとに予算要求額と予算決定額を掲載しているだけのものが見受けられる一方で、事業ごとに要求額の内訳や査定内容などを掲載しているものもあります。さらに、それらの情報を公表するとともに、住民からの意見募集を実施しているような団体もあります。

このように、公表方法や対象事業の範囲などによって大きく異なりますが、より多くの情報、正確で質の高い情報を提供していくためには、職員の人的コストは相当増加するものと考えております。

先ほど議員が述べられました当初予算重点事業等説明書は、予算審議の円滑化や市民への予算案の周知などを図る目的で作成しているところがありますが、この作成に当たっても多くの職員がかかわり相当量の業務になっているところであります。

また、当初予算の編成は、10月の予算編成方針の通知から翌年2月の予算内示までの長期間にわたる意思決定の過程であり、その中には十分な検討が行われていない情報が含まれている場合があります。国や県の動向など、外的要因によって内容が大きく変化していくこともあり、こうした情報を含む予算編成過程を公表していくことにより、市民の皆様に対して誤解や混乱を生じさせる可能性もあります。

これらのことを踏まえまして、現段階では予算

編成過程の公表については難しいものと考えているところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、2の(1)公共施設等の長寿命化についてお答えします。

先ほどの相田議員への答弁と一部重複することを御了解ください。

御質問の中にもありましたが、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、今後20年を計画期間として、建物系施設の延べ床面積を全体で20%削減することを目標に掲げて取り組みを進めているところであります。

目標達成に向けた全庁的な推進方法としましては、副市長をトップに部長級職員で構成する公共施設等総合管理庁内検討委員会において、個別の施設ごとに整備方針や施設のあり方を検討しながら進めているほか、毎年、削減面積や維持管理費の実績についてフォローアップを行うなど、全庁的にコスト意識を持って進めているところであります。

これまでの主な取り組み実績としましては、昨年度末までに元東部ひかり保育園や第三中学校の寄宿舎、寿山荘など5つの施設の解体を進めてまいりましたが、お話にもありました道の駅の新設もあり、現時点で延べ床面積については横ばいの状況であります。

このような中、昨年4月に総務省から公共施設等総合管理計画と個別施設計画の今後の取り組みの方針を定めた「公共施設等の適正管理の更なる推進について」という通知を受け、施設ごとの具体的な方針を定める個別施設計画の策定を今年度から全庁的に進めているところであります。

この個別施設計画については、各施設などの長寿命化計画となるものであり、内容につきましては、国の「インフラ長寿命化基本計画」において方針が定められており、具体的に申し上げますと、対象施設、計画期間、優先順位の考え方、個別施

設の状況等、対策内容と実施時期、対策費用の6項目についてまとめるものとなります。

策定対象となる施設は、公共施設等総合管理計画に掲載している全ての施設となりますが、市全体の方針を定め、来年度までの2カ年で全ての施設について策定に取り組んでまいります。

初年度となることは、施設の現状把握として、劣化状況や利用状況調査を行い、また、ライフサイクルコスト、いわゆる建設費に修繕費や解体費を加えた施設ごとの総費用の算定を実施することとしており、これまで7月に施設所管課を対象に、劣化診断調査の説明会を開催し、現在、調査を行っているところであります。

今後、施設の利用状況の調査なども行い、これらの結果をもとに施設ごとの今後のあり方について検討を進め、来年度末までに策定の完了を目指してまいります。

また、施設によっては、マニュアルなどが示されているものもあり、橋梁や水道などのインフラ系施設につきましては、所管する省庁の指導のもと策定を進め、その多くの施設が策定を終えているほか、市営住宅については、今年度中に「公営住宅長寿命化計画」を見直し、さらに、小中学校においては、来年度までの2カ年をかけて長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

個別施設計画の策定の後には、令和3年度に公共施設等総合管理計画の見直しを予定しており、個別施設計画で定める具体的な方針を盛り込み、そして、国の通知の内容も踏まえて、作業を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、2の公共インフラの長寿命化についてのうち、(2)の道路等の長寿命化について及び(3)の橋梁の長寿命化についてと3の住民参加型の公共事業の推進についてお答えいたします。

まず初めに、2のうち、(2)の道路等の長寿命化についてお答えします。

御質問は、将来を見据えた市道の道路舗装長寿命化修繕計画の策定が必要ではないかとの御提案ですが、御指摘のとおり、現在の市道の舗装状況につきましては、経年劣化に加え、交通量の増加や道路除雪等の影響により、舗装版の損傷が進行している路線がふえてきている状況であります。

議員お述べのとおり、舗装補修においては、劣化が進行する前に手だて（予防）を行い、計画的な補修を行うことで、長期的なコスト縮減や予算の平準化が図られることから、市道の舗装長寿命化修繕計画の策定の必要性は認識しているところであります。

本市では、昨年度に国の交付金を活用して、道路パトロールの結果をもとに舗装の劣化が著しい5路線を選択し、中期的な個別施設計画を策定し、今後、この計画に沿って集中的に5路線の補修舗装を、国からの防災安全交付金を活用して計画的に進めていく予定にしておりますが、管理する市道全路線を対象にした道路舗装長寿命化修繕計画の策定までには、管理延長も長いため、調査に相当な労力や費用も必要となることから、現在のところ、まだそこまでには至っていない状況であります。

限られた予算の中で、効率的・効果的な対策を行うためには、お述べのとおり、より計画的な舗装補修を進めていく必要がありますので、本市の実態に即した道路舗装長寿命化修繕計画の策定に向けて研究を重ねていきたいと考えております。

次に、(3)の橋梁の長寿命化についてお答えします。

お話しされましたとおり、橋梁の一般的な老朽化の目安としましては、建設後50年となっており、本市では、現在、市道にかかる橋梁305橋の管理を行っており、そのうちことしで橋齢——橋の年

齢であります——50年を経過する橋梁数は81橋となっており、さらに10年後には、管理する橋梁の半分以上が50年以上経過する見込みとなっております。

こうした老朽化した橋梁が急速に増加していく現状を踏まえ、従来の壊れてから直す対症療法的な管理では近い将来生じる大きな財政負担に対応できず、適切な維持管理ができなくなることが懸念されることから、劣化が進行する前に手だて（予防）を行うことにより、橋梁の長寿命化による維持管理コストの縮減並びに予算の平準化を図り、安全で安心な道路サービスの提供を行うため、平成26年に策定した米沢市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、管理する全橋梁について5年に一度定期点検を行い、劣化が進行する前に手だてを行うことで、寿命を長持ちさせる老朽化対策事業を年次計画で行っているところであります。

現在、定期点検結果に基づき、優先的に修繕を行わなければならない橋梁は17橋あり、今年度については、そのうち4橋を補修する計画としております。

また、今年度から5年に一度の定期点検の2巡目の年に入っていきますので、点検により橋梁状態の把握に努め、その結果を長寿命化計画に反映しながら、できる限り長もちさせていながら安全な道路交通確保に努めてまいります。

続いて、3の住民参加型の公共事業の推進についてお答えいたします。

初めに、（1）の住民参加型の公共事業の現状はについてであります。お話があったように、市道維持事業におきまして、市民参加及び協働の推進、道路保全意識の高揚及び不法投棄の防止、地域コミュニティの活性化、市道維持管理コストの縮減などを目的に、一般住民でも対応可能な道路草刈りなどの軽作業を地域団体に委託する地域との協働事業に取り組んでいるところであります。

取り組みの経緯をお知らせしますと、議員より

御紹介がありましたように、平成20年度に田沢地区がモデル地区として、最初に委託発注先として取り組んでいただき、その後、市道における草刈り作業等小規模作業として制度化をし、平成21年度には三沢の西築沢地区と綱木地区が参加し、平成26年度には赤崩地区へと委託先を拡大してきたところであります。

しかし、平成27年度に綱木地区から、地区民の高齢化を理由に継続不可能との辞退届が提出され、委託数の縮小に転じましたが、これまでのPR活動や実績が実り、平成28年度には、山上の三沢地区及び立沢地区の2団体が新たに委託先に加わっていただきましたので、現状としましては、全部で地域5団体が委託先となって各地域の実情に応じながら、道路路肩の草刈り作業や安全柵の撤去再設置作業などをお願いしているところであります。

次に、（2）の今後の方向性についてであります。取り組みいただいている各地区との意見交換では、「本事業を通して地域コミュニティが図ることができて有意義である」、「作業で得た代価を地区の運営資金として活用している」、「地区の事業として定着してきたので、さらに作業箇所の拡大を検討したい」などの言葉をいただいております。

市としても、この事業を通して市道維持管理コストの縮減に加え、道路管理に対する地域との信頼の構築が図られていると評価しており、事業の効果を実感しているところであります。

そのようなことから、今後も地区との懇談や道路検分などの機会を活用しながら、本事業のPRを行って、順次事業拡大が図れるように努力していくとともに、地域にとっても有意義な事業となるように、委託内容や制度設計の研究を重ねてまいりたいと思っております。

以上であります。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） まず順番に再質問をさせ

ていただきます。

予算編成過程の公表についてですけれども、簡単に言いますと、一定の効果は認めつつも、事務量の増大、人的コストなどからなかなか難しいという答弁だったんですかね。改めてお聞きします。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 そのとおりでございます、私どもとしまして、やはり透明性なり、市民理解をいただくためには容易に公表できれば望ましいと考えておりますが、ただ、そのためには相当のやっぱり事務量が発生すると考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 新たなことをするんだから、やっぱり事務量は増大するというふうに思うんです。なぜこれを提案するかといいますと、今後、庁舎を建てる、病院も建てる、そして南西中学校もというふうに財政シミュレーションを見たときに、マイナスになるときも出てくると、市の財政は非常に厳しくなっていくんだと明らかになってきているわけです。

何もかにもというふうに今までのような事業展開はできなくなっていったって、どうしても事業を縮小したり、スクラップ・アンド・ビルドでやめる事業も多分出てくるというふうに思うんです。こういう理由できちんとやめると、財政をより一層明らかにするためには、その年度、年度の予算編成過程の状況を明らかにして、予算にみんな興味を持ってもらってやっていくしかないというふうに思う。

それを市民理解を得るためにも、ぜひともこの予算編成過程を公表してもらいたいと。将来の財政運営も含めても、そのためにこそ。その点どうお考えですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 予算編成につきましては、毎年、非常に細かいところまでの査定がございます。それで、予算編成については、まず全体の方針を

示しますし、基本的には実施計画に基づいたものを盛り込んでおりますので、予算編成というよりは、むしろその前の段階でのやはり説明が重要と考えております。

確かに最近示した財政シミュレーションでは、近い将来非常に財政が厳しい状況なことは明らかになったわけでありましてけれども、それについては、予算編成と切り離して別な機会を設けながら、市民の皆様に説明をしていく考えでございます。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 2項目め、3項目めもそうなんですけれども、結局財政的なことを考えて将来どうしていくんだということをやっぱり明らかにしていかなければならないというふうに思います。

市民の皆さんのさまざまなニーズが、今多種多様になってきていますから、できるだけ行政としても応えてやりたいという思いはやっぱり持っているというふうに思うんです。

しかし、やれることとやれないこともある。さらには、規模を縮小したり、やめることも出てくる。どうしてなったんだということをきちんと見せるようにしていく。

そのためには予算編成過程が見えて、予算要求でこうこう、このぐらいしたんだけれども、こっちに予算を回さなければならないという状況はこういう状況でなっていると。だからこそ、予算はこっちは削って、こっ치가ふえているとか、そういうことをきちんと明らかにしたらどうか。

今だとかいうふうに決まりましたというふうなことしか見えてこないと思うんですけれども、そういうふうに少し明らかにしていくことが大事だというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今お述べのような効果は確かにありますし、そういった必要性もあるとは考え

ております。

ただ、やはり公表する以上は、単に事業費の推移ですとか、数字の羅列だけではままたらないわけでありまして、公表の意義が発揮できないと思います。どのような過程でその数字が変わっていったのか、その経過を見る側が正確にわからないと、なかなかその効果が発揮できないんだらうなと思っております。

そのような事細かいことまでの公表となりますと、やっぱり相当な事務量が発生することから、なかなか難しいと考えておりますので、先ほど申し上げましたが、まずは今後、財政状況の見通しにつきましては、予算編成とは切り離れた形で市民の皆様説明をし、御理解をいただきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） それもわかるんです。予算編成と切り離す部分も必要だというふうに思うんだけど、行政というのは継続じゃないですか。やめるわけにいかない。いろんなことをずっと継続しながら運営しているわけなので、毎年のきちんと予算がこうで、来年もこうだということをきちんと公表するというのが大事だというふうに思います。

行政の継続、そして、いきなり完璧なものを提案するというのはなかなか難しいんだかもしれません。しかし、簡易なものを提案して、徐々に公表して、御意見を市民の皆さんからいただいたり、職員の皆さんのやり方を変えたりしながら、少しずつ事務量のことも考えてやってみるということは、入り口の段階の話で突然いくんでなくて、やれる範囲でやってみるということを少し公表の必要性、財政が厳しくなっていくということは、お互いそこはわかっているわけなので、少し入り口段階でやる方向で検討するということにはなりませんかね。少し入り口で、ここまでだったらやれそうだと、そういうことを少し御検討いただければいいかなと思うんですが、いかがです

か。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 やはり一律に全てを公表することはまずは難しいことではありますが、例えばありますけれども、重点事業に絞るとか、事業を少数絞って公表するとか、そういった取り組みはできるかと思っておりますので、その点につきましては、ちょっと今後検討したいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 入り口でだめだという話でなくて、少しやってみて、効果を検証しながらプラスしていけばいいとか、やっぱり余り効果なかったなというようなことで、ぜひこれやってみると、私効果があるというふうに思いますので、市民の皆さんがより予算に、米沢市の行政に、財政に興味を持ってくださいということもあると思いますので、ぜひやれるところからやっていただければなというふうに思いますので、ぜひそのように御検討ください。

次の質問に入ります。

公共インフラの長寿命化についてです。

個別施設計画を現在作成中だということで、今年度、来年度含めて個別施設計画をつくっていきますよということでございますが、この個別施設計画の中で全体を考えての統廃合などについてはお示しになる、出てくるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 計画自体は、公共施設等総合管理計画に合わせて、あと15年分ぐらいつくって、当面10年ぐらいについては、今後どういう修繕が必要だとか、そういうものについては、できるだけ数値を――概算ではじくということになります――入れたいと思います。

しかし、この施設を廃止、または統合というところが、現時点である程度議論が高まっているというものについては、もちろん入れさせていただきたいと思いますが、そこまで達してないというものについては、場合によってはあり方を検討さ

せていただくというような、この時点ではもう老朽化しているので、もう検討に入らなくちゃならないというような表現になろうかと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) その個別施設計画の中で、新規の建てかえとか、そういうこと、現在、南西中学校までは進めるというような私たちへの報告になっていますけれども、新規の建てかえなどについての検討なども入ってくるというふうに考えてよろしいですか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 場合によってはそういうものも当然入る可能性はありますが、その前に、その施設を果たして残していくのか、老朽化したということなので、建てかえということの検討になるわけなんです、統合していくか、それとも廃止かという考え方が整理になった段階であれば、当然建てかえというのも入ってこようかと思っています。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) そうすると、利用状況を考慮しつつ、当面は長寿命化しますよということ、そして、将来的にこの建物についてはどうだというのは、改めて議論をする機会が生じてくるというような考えでよろしいんですかね。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 具体的にやっぱりさまざま市民の方の御意見もお聞きしながらということになりますので、この個別施設計画の策定をもってその施設の統廃合、または廃止などを決定するものではないと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) 学校の適正規模・適正配置などの関係で、統廃合が何校か出てきました。そして、その学校施設の使い方などについて、これから議論を進めていくということだというふうに思います。きのうの井上議員への答弁などを聞いていますと。

そうすると、米沢市としても、一定の学校施設の方向性、地域任せだけでなく、この施設についてはこういう利用方法があるということも検討して公表しなければならないのではないのかなというふうに思っています。いかがなものでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 きんのうの答弁の中にもありましたが、やはり市としてその学校が統合になった場合に、その施設をどうしたいかという考え、そして、地域の方としては本当にその施設を使いたいという御意向があるかというところ、また、場合によっては、民間の方がそれを取得してさまざま活用するという選択肢もあるのかと、さまざま考えなくてはならないと思います。その考え方について、一定の基本的な方針については、できるだけ早い段階でまとめたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) ぜひそのようにしていただいて、方針を一定程度明らかにすることが大事だというふうに思います。民間で使いたいというところも出てくるというので、そういう宣伝もしていくようなことも必要だと思いますし、いろんな活用方法を使っていく。せっかく耐震化した施設もいっぱいありますから、ぜひ有効活用できるようにしていただく、そういうことも大事だというふうに思いますので、ぜひこの点についてはよろしくお願いします。

そして、もう一点、やっぱり少子化に対しての対策も、人口減少の時代の対策も必要だというふうに思うんです。今までの建物数、人口減少のスピードがやっぱり思った以上に速い中で、本当にこのまま建物を維持していいのかと、その議論もやっぱりどこかで必要なんだと思います。今まで以上に進めていかなければならないというふうに思いますが、その点はどうですか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 一番関係あるのが、やは

り子育て、そういうような関係の施設だと思います。御承知のとおり、米沢市、例えば保育園ですと、民間が運営されている施設というものは相当あるわけですので、そのバランスも考えながら、今後の出生数の推移も予想しながら、考える時期に来ているのかなと感じているところでございます。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 次に、（2）の舗装道路の長寿命化について質問します。

改めて質問しますが、道路の損傷ぐあいなどの把握、検査方法というのはどのようにやっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 道路状況、路面の把握につきましては、日常の道路パトロールによって行っているところが実情であります。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） そして、補修をするというレミファルトとかなんか、アスファルトとかで補修をしているような状況などは随時やっていたいていると思うんですが、そのオーバーレイの基準とか、その方向性というのはどのようになっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 そのパトロール結果をもとに路線の重要性とか、それから交通量とか、損傷の度合いとか、こちらのほうで総合的な判断のもとに、優先順位を決めながら計画的に進めているというのが実情であります。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 市内のあちこちで補修をしていただいて、その結果、パッチワークのようにでこぼこになっている箇所もかなりあるのかなと。あとひび割れがひどい箇所なんかも見受けられるような状況になってきました。それを考えていくと、やっぱりあんまり壊れる前に直していく。できればオーバーレイをやってもらいたいと

いうふうにかなり思います。

それから、誰もが納得するようなオーバーレイの基準というのは一定程度決めたらいいんじゃないかなというふうに思うんです。100メートルに補修箇所が何十カ所あったとか、ひび割れが何メートル連続であったと、非常にアスファルトが薄くてもうこれ以上待ってられないとか、あるいは小学校の通学路、あるいは保育園の皆さんがよく歩くところなので、パッチワークだと非常に危険性が高いとか、そういう一定の基準を持って、市民の皆さんが今限られた財政の中でやっていくわけですから、基準を持ってオーバーレイとか、補修をやるという方向をきちんと示す、それが大事なような気がするんですけども、いかがなものですか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 路面の傷みぐあいとしましては、客観的にはひび割れ率とか、でこぼこ率とか、わだち掘れとか、そういった指標もあるんですけども、我々650キロという舗装延長のもとでやっているというようなところもありますので、お話があったように、例えばパッチングの度合いとか、その辺を勘案しながら、路線の重要度などを加味しながら、わかりやすい判断基準をつくっていったほうがいいと思っておりますので、その辺で検討してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

以前に車にスマホをつけただけで計測できるソフトなんかもありますよと、ちょっと高額ですけども、そういうのも検討していただきながら、その数値化で市民の皆さんが納得するような、ここ順番、次ここだ、ここだなというふうな準備をしていただくということが大事なかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、（3）の橋梁の長寿命化について伺います。

橋梁が、現在、50年経過が81橋で、10年後になると305橋のうちの半分だから、百五、六十、50年以上経過してコンクリート劣化が出てくるんだなというふうに思っています。これも計画的にやっぱり進めないと一度にお金が非常にかかるというふうにも財政負担も大きくなるというふうに思います。

この50年を経過した橋梁であっても、計画的に補修をしている関係上、非常に今すぐ何とかしなければならないというような橋梁は現時点でないというような考えでよろしいですね。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 答弁させていただいたとおり、橋梁点検を道路法改正に伴って毎年ローテーションしながらやっております。その点検結果、判定区分が4段階ほどあるんですけれども、そちらの中で緊急措置をやらなければならない、通行止めとか、そういった橋梁はないところです。ゼロ橋と。

ただ、修繕が必要な早期に、優先的にやっていく必要がある橋梁が、答弁で申し上げましたとおり17橋というふうなところになっております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 橋は、ある意味市民の足ですから、ぜひ計画的に進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、かなり心配をしているのは、河床低下に伴っての橋脚の部分の洗掘というか、掘れぐあいなどの検査はどうやっているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 橋梁点検のマニュアルには、いろいろな視点のことがさまざま決まっております。上部工、そして下部工、そして河床低下のぐあいなど目視で点検するような形になっております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） その河床低下率を調べたときに、橋脚部分の基礎の深さが何ぼで、どの盤まで打ち込んでいたかということがいろいろ

問題になってくるなんていうふうに思います。そして、実際に流れているところを調べるのは非常に困難な部分がありますので、改めてそのところはどうかというふうにかなり思っていたんですけれども、そのどこまで打ち込んだとか、全部設計図に伴って大体50年前もわかるということでもよろしいんですかね。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 橋梁につきましては、橋梁台帳というふうなものを備えております。その中でどういった構造でやっているかというふうなところを把握しているところであります。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 河床低下もかなり大きな問題を生じている箇所もいっぱいありますので、ぜひその橋のほうも注意をして、特に橋脚の足の部分は観察をしてもらえればなというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、最後に、住民参加型の公共事業の推進について伺いたいします。

公共事業も地域でいろいろなことをやっていこうよと、そして、財政的な部分もあるし、地区、地域に愛着を持ってやれるということもあるので、いろいろやってみよう、長野県とか、新潟県などを参考にずっと進めてきたというふうに思っています。

私もそれにかかわって、大変なのは、書類が結構業者と同じようなイメージで書類提出を求められたりすると、地区の先輩方はなかなか大変だったりするようなんです、写真撮るとか。少し簡略化を図ってやりやすいように少し検討してはどうかというふうに思っていますが、どうですか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 委託に当たっては、基本的な事項を決めました実施要領とか、それから、いろいろ成果物とか、手順とか決めました仕様書とい

うのをお示しして成果品を出していただいているところでもあります。そういったところで、今までそういった御意見で、できる限り書類は少なくするような努力はするよう心がけてきたところでもありますけれども、毎回、地区の方と意見交換する場もありますので、そういったところが厳しいのかとか、そういったところをお話を聞きながら、簡素化できるか検討してまいりたいと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 書類はそんなに大変でないです、恐らく。その写真撮りが大変なんだな。作業前、作業中、作業後、起点、中点、中間とか、作業順にもう何カ所か作業をするときにいろいろ大変なんだな、写真撮りが。そして、その後の整理をどうやるか。少しそこら辺は、意見交換しながら、ぜひ簡略化を図ってもらえれば助かるなというふうに思います。

もう一点ですけれども、草刈りだけでなく、やっぱり公共事業の地区、地域でやれること。例えば最近よく私なんかも相談を受けるんですが、側溝のふたがかなり壊れてきて何とかなんねべかみたいな相談をかなり受けます。そして、安全上も問題あるよと、通行上ひっかかるような格好になってきてと。それは何とか自分たちでしたいんだけど、何とかならないかみたいな話を伺ったりするときがあります。

そうすると、米沢市では、再利用可能なものをストックしていますよね。それを例えば何ミリのふただとあるとか、そういうのを少し公表してくれたらどうなのかなというふうに思うんですが、自分たちで1枚、2枚だとすれば何とかするんだというようなお話もあったりして、その辺少し公表してくれるというのはどうですかね。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 今、お話のあったとおり、現場から上がってきたものとか、再利用できるものについては一定程度保管しております。そして、

地区のためとか、公共のために御利用するというようなところでしたら、書面を書いていただいて提供している実態もあるところです。

それで、公表というような形はどういった、ホームページを使ってやったらいいかとか、ちょっとその辺は研究、勉強させていただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 例えば300ミリのふたが10枚ありますとか、そういうのであれば、少しホームページを見ればわかるようなシステムを少し考えてくれればいいのかというふうに思います。

そうすると、住民の皆さん、10枚とか20枚とかという大規模な工事になってくれば、それは工事の発注を起こさなければならぬと思うんですが、1枚、2枚で地元でやりたい、やれるんだみたいなことであれば、材料を提供すると、新品を買ってまでというふうには言いませんけれども、そんなことを少し公表をやっていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。いかがですか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 手持ちの古材とか、そういった常に動いているんですけれども、そういった形でタイムリーにお知らせできるか、少し研究させていただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 以上で3番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、街の賑わいと活性化について外1点、9番山村明議員。

〔9番山村 明議員登壇〕（拍手）

○9番（山村 明議員） こんにちは。

櫻田門の山村明でございます。

街の賑わいと活性化について。

米沢市の人口は、残念ながら減少しております。最多のときは昭和35年の9万6,991人ということでありましたが、住民基本台帳に基づくところの最近の数値では、ことしの8月末現在の人口は8万140人ということだそうです。

にぎわいと活性化は、人口の多さが一番であります。次には交流が頻繁であることもかかわってまいります。人口をふやすということは、長期にわたってのさまざまな方策、施策が求められ、なかなか大変であります。交流人口をふやすということは、人口をふやすということよりも容易だと思っています。

まちの公共施設や商店街において、まちの集客力を取り戻す方策は何か。

若者が町なかにいると、活気が感じられてまちが生き生きと輝いて見えます。若者を町なかに呼び込むには何をすべきと思いますか。

新市立病院の体制について。

いよいよ市役所建てかえに続いて、市立病院の建てかえの構想に入ってまいりました。私は図書館建設議案のときも、市役所建設議案のときも市立病院の建てかえが先でしょうと言って反対してまいりました。新市立病院建設のようやく先が見えてきたことに感慨深い思いを抱いております。

令和5年秋ごろの開業予定ということでもあります。建設関連経費が約122億円、医療機器で39億円、総額で180億円という大事業であります。大変期待をしております。

アメニティセンター内に整備する予定の調剤薬局のシステムはどうなっているのか。

民間薬局との共存をどう図っていくのかお伺い

します。

以上、1回目の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の街の賑わいと活性化についてのうち、（1）の街の集客力を取り戻す方策は何かについてお答えいたします。

まちへの集客を図るには、個々の店舗や商店街が担う役割が非常に大きく、消費者の購買意欲をかき立てる魅力ある商品の開発や消費者の要望をより反映させたサービスの提供など、継続的に取り組んでいく必要があります。あわせて地域経済の発展のため、新たな担い手を育成する必要があると考えております。

しかしながら、個々の店舗の自助努力だけでは限界があり、また相互扶助として組織されました商店街も商店数の減少により、活発な事業活動ができていく状況にあります。

このため、現在、個々の店舗の魅力を高めるため、各店の特色あるお勧め商品や消費者のニーズを反映させた商品開発を行い、店舗自慢の逸品を広くPRすることで、店舗への集客力と認知度の向上を図ることを目的とした「一店舗一名物開発事業」や各店舗の店主等が講師となり、店主が持つ専門的な知識やプロしか知り得ないお得な情報などを気軽に学べる講座を開催することで、多くの方々が店舗に足を運ぶ機会をつくることを目的とした「まちなかゼミナール事業」の開催を支援しております。

また、商店街の魅力を高めるための施策として、商店街等が活性化を図るために行う各種イベントの開催や新商品の開発、販路拡大等の事業に対し支援を行う「商工業地域活性化支援事業」のほか、本市の中核となる商店街が、中・長期的計画のもと成長と発展につながる事業に対して支援する「米沢市中心商店街未来創造事業」等がございます。

さらに、新たな地域経済活動の担い手を育成す

る事業として、創業予定のある人や事業の基本について学びたい事業者を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓などの知識の習得を目的とした「よねざわ創業塾」や、出店に向けた実践的な経営習得や試験開店等の機会を提供する「チャレンジショップ事業」を実施し、市内における創業希望者の発掘と育成を促進しております。

このように、市としましては、個々の店舗や商店街が魅力を高める事業を実施していくことや新たな担い手の育成を図ることでのぎわいのあるまちづくりにつながるものとの認識のもと、個々の店舗や商店街が成長と発展を図る事業に対し支援をしていくものであり、今後も、個々の店舗や商店街、そして商工団体と連携しながら、にぎわいのあるまちづくりに向けて各種事業を継続して実施していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、1の(2)若者を町なかに呼び込むためには何をすればよいかについてお答えします。

学園都市推進協議会では、平成29年4月に町なかにおける学生の活動拠点として、ナセBA近くに空き家の一部をお借りして、まちなかBASE、通称まちBAを開設し、主にボランティア活動や地元商店街との共同の企画イベント、子供たちへの学習支援など、さまざまな活動を行う学生団体が自由に活用できる環境を整備いたしました。

開設当初から大変好評を博しており、昨年度は延べ289団体、2,129人もの方に利用していただきました。今年度の利用状況も好調に推移しており、特に7月は稼働率が9割を超えるなど、学生団体のニーズにもマッチした有効な施設になっていると考えております。

また、学生と地域と結ぶコミュニティー情報誌「ザワワ」を年4回発行しており、その中に、学生みずからが市内飲食店や商店等の取材を行っ

て紹介する特集記事や、地元商店街の店舗情報を紹介する「商店街Watch」のコーナーを設けるなど、多くの学生が市内の商店街を訪れるよう、そのきっかけづくりも行っております。

このほか、中心市街地活性化協議会を中心に展開している「まち育てミーティング」では、大学生を中心とした若者たちが、町なかのにぎわいづくりにつながるイベントの企画・実施に協力をしていただいております。

具体的な活動としましては、商店街と連携して、ナセBAを中心に、徒歩10分圏内の飲食店をマップにまとめた「まちなかぶらっとランチマップ」を製作し、先ごろ8月1日号の市広報とともに市内全戸にお配りさせていただいたところであります。

このほか、夏休み期間中の小中学生をターゲットにした「ナセBAで過ごす夏休み」を開催しております。このイベントでは、宿題相談や自由研究相談ブースの設置、ナセBAのこまやを縁側に見立てた囲碁・将棋コーナーの開設のほか、ナセBA付近のテナントをお借りしてお化け屋敷も開催したところであります。

このように、多くの学生が町なかへ出入りすることにより、当然、地域の商店街で買い物などをするにもつながっておりますし、また、ランチマップ製作などから飲食店の店主と学生との交流などが生まれているなど、周辺地域のにぎわい創出に与える影響は一定程度あるものと認識しております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、まず問い2、

(1) 新病院のアメニティセンター付近に整備予定の調剤薬局のシステムはどうなっているのかについてお答えいたします。

病院の敷地内薬局につきましては、体の不自由な方や高齢者への利便性を図ることを目的とし

て、平成28年10月から制度が開始され、大学病院や民間病院などにおいて徐々に導入が進んでいるとお聞きしております。

また、アメニティセンターと調剤薬局との複合施設につきましては、当院と三友堂病院の2つの病院の共用施設という形では、恐らく全国でも初めての試みになるものと思われませんが、考え方としては、全国の多くの病院において実施されているところでもあります。

なお、このたびのプロポーザルにおける敷地内薬局につきましては、患者様の利便性のみならず、市立病院が24時間、365日の救急医療を実施するに当たり、病院薬剤師の業務負担の軽減にも大きく寄与するものと考えておりますので、1店舗目は必ず市立病院内に設置することとしております。

それから、2番目として、問い2、(2)の民間薬局との共存をどう図っていくのかについてお答えいたします。

敷地内薬局は、医療機関を利用する方の利便性を図ることを主な目的として設置されており、かかりつけ薬局は、在宅訪問や24時間の相談など、地域住民への積極的なかわりを持つことで、かかりつけ機能が十分に発揮されることが求められております。

今後、そのすみ分けがより明確になっていくものと想定しておりますので、十分に共存していけるものと捉えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) ありがとうございます。

まず、街の賑わいと活性化についてでありますけれども、米沢市の商店街も大分数が減っているようですが、今現在、商店街と言えるものというのはどこどこなのか、そこをお教えいただきたい。

そして、米沢市にとっての中心商店街はどこだというふうに行政としては認識しておられるのかお聞きをいたします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 商店街数ということで御質問いただきました。商店街数につきましては、10年前16団体ですけれども、現在11団体に減少しております。具体的に申し上げますと、たつまち商店街、米沢桐町通り商店会、弁天通り商店会、松が岬商店会、米沢駅前商店街、西駅通り商店会、座頭町商店会、西銀座商店会、関根商店会、上郷東部商店会、中央通り商店会の11団体でございます。

そして、市として中心商店街はどこかという御質問ですけれども、商店街は、その地域、そのエリアにおきまして、相互扶助として個店が集積された組織であって、商業の活性化を図っていることから、そういった観点から特定の商店街をもって中心商店街であるという認識は持っていないところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) 今、中心商店街という認識はしておらないということだったわけですが、私も昔同じ質問を当局に一般質問でやったことがあったのですが、私はそのときは六部館山線のところの商店街あたりが米沢市の中心商店街という名称で出てくるのかなと思ったら、当時の市長は平和通り商店街だというふうに答えが出て、私もびっくりしたところであります。

今般、平和通りの老舗デパートの撤退が、撤退というか、閉店ということになったわけですが、その影響をどのように見ておられるのか。

それから、図書館を建てるときに、ナセBAを建てるときに、集客効果は、当時のあれで図書館で28万人、ギャラリーで4万人の合わせて32万人の年間の集客効果を見込んでいるんだというお話があったと思いますけれども、現在、オープンして時間も経過したわけでございますけれども、現在のこの集客効果、ナセBAあたりの集客効果はどれだけになっておるのかお聞きをします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 中央の老舗デパート、この8

月15日をもって49年間の営業に幕を閉じたところでございます。この間、地域経済を牽引していただいていたということもございまして、撤退の影響につきましては、これまで足を運んでいただいた消費者がいなくなるという観点では、商業地域への集客が弱まるのではないかと懸念しているところでございます。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 ナセBAの入館当初目標数は、今議員がおっしゃったように、年間32万人というふうに設定しております。平成28年7月にオープンいたしましたが、オープン後、平成28年度につきましては約36万2,000人、平成29年度については37万6,000人、昨年度については36万5,000人となっております、目標数を上回っている状況であります。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) このナセBA等の集客効果については、私も時々あそこの前の通りを通るんでありますが、日中は通ることが多いんですけども、余り人出ということでは感じないんですね。

ですので、利用者は図書館なり、ギャラリーなり、建物の中に入って利用するという事なので、余りまちのにぎわいという形からすると、私は余り効果的には出ていないのかなという感じを持っておりますが、この利用者とまちのにぎわいというこの形からすると、私は集客効果としては32万人を見込んで、今現在それを上回った数字で出てきておるのですが、ナセBAの利用者と私が今回の質問のあれに上げているまちのにぎわいというところからすると、数字的には多い数字を今お答えいただいたわけですが、余り実態のにぎわいというふうに結びついていないような感じを受けますけれども、その辺どうですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 図書館やギャラリーを利用された方がそのまま町なかに出られるという

ことはないわけですので、そのままの数字が町なかのにぎわいにつながっているかといえば、そうではないというふうに思っておりますが、先ほど答弁にありましたように、ナセBAを中心としたさまざまなイベントだったり、ランチマップなどの企画によって町なかへの誘導を図っているというところでありますので、そういったようなことで交通量の増加、通行量の増加などにもつながっているのかなというふうには考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) それから、老舗デパートの撤退でありますけれども、私も以前から老舗デパートが営業されているうちは平和通り商店街も何とか体面を保っておられるのかなというふうに思っておりましたけれども、その私の思っておった拠点が閉店をしたということで、今後、どのように平和通りのまちのにぎわいというか、そういったものをやっていくのかということが、これは商工会議所あたりとの連携も今までとってやってこられたわけですが、これからについて何か今の時点で構想等あればお聞きをしておきたい。これからなんだろうかね、その辺お聞きします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 平和通り商店街振興組合におかれましては、平成29年5月30日に解散したということで、現在は平和通り連絡会ということで、参加店舗数6店舗ということで、その6店舗で連携を図ってさまざまな事業に取り組んでいきたいということでお話を伺っておりますけれども、具体的に市として、これといったまだ目玉的なものはございませんけれども、情報を共有しながら、さまざまお話を伺いしながら、今後に向けてさまざまな検討を行ってきたいというふうには考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) やっぱりにぎわいというのは、人が集まる場所、市役所、病院、駅、

大型食料品店、こういうところで交通アクセスがよくて駐車場のあるところかなというふうに思っております。人口減少に伴いまして空き地、空き家が非常にふえてまいりまして、にぎわいを取り戻すためには、商店街の中に空き地を利用するなどして大きな広い駐車場をつくっていくことが1つ簡単な集客力に結びつくのではないかなというふうに思いますけれども、行政としてその辺を商工会議所等との連携等も視野に入れながら、行政側でアドバイスするなり、補助するなりして、そういったものを駐車場を整備していくことはできないものでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 空き地を活用して駐車場はできないかというような御質問だと思いますけれども、イベント等で短期的にお借りするような場合ですと、やはり地権者の方とお話ししてお貸ししていただくような形は可能かと思いたすけれども、恒常的な駐車場整備となりますと、やはり民間事業者の方で駐車場を経営されている方もいらっしゃいますので、そういった兼ね合い等もございまして、市として誘導的に駐車場を整備していくというものは、今のところ持ち合わせていないところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 最近、まちのにぎわいということだと、やっぱり歩いている方々というのは小中学生、それから旅行者、外国人、あとは汽車通なんかをしている高校生ということです。高校生の多くは自転車を利用しておられるのかなというふうに思っております。

県立高校が2校郊外に移転をしてしまったわけですが、こういったことは、若者を町なかへ呼び込むことが私は必要だというふうに思っておりますが、県立高校の郊外移転は、若者をまちの外に追いやってしまった失敗施策だったと思っておりますが、こういった高校生が、高校の立地が町なかにあれば、除雪のボランティアや雪お

ろしのボランティア、そういったものにも十分機能したと思って残念だなというふうに思っておりますが、この県立高校の郊外移転についてどのように思っておられますか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 町なかへのにぎわいという点では少なからずもちろん影響はあると思っております。昔ですと、ほとんどの高校が町なか周辺に、ある程度近くに立地していたというようなどころもありまして、授業が終わった後などには高校生が町なかに集まってきたというところがあります。

どちらが早いかということもありますが、1つは、やはりその中で、昔は町なかに商業機能、店舗やそういう施設などが集約していたというようなところで、高校生も集まってきたというところも大きな要因としてあるのかなと感じているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 何とか若者を町なかに呼び戻すというか、若者がまちの中を闊歩するというふうな状況を何とかつくりたいものかなというふうに思っております。

きのうの質問でも駅前活性化という話が出ておりました。駅の東側の郊外に米沢工業高校が立地したわけでありまして、特に自転車の高校生は駅前商店街を通らないパターンになっています。

それはなぜかといいますと、駅南の跨線橋や花沢ガードを通過して町なかに入ってきてから、交通量が少ないためもあるんでしょうけれども、裏道を通して相生橋や松川橋を目指して、そして松川の西の市街地へ帰っていくということのようです。

やはり私は思うんですけれども、駅の自由通路や階段を、自転車を引いて通れるようにできればこの問題も解消できるのかなと。高島駅の自由通路というんですか、あそこは何か自転車を引いて

通れる構造になっておりますけれども、その辺は
いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 米沢駅の東西自由通路につき
ましては、東西地区を結ぶ歩行者の利便性の向上
のために、平成11年に歩行者専用通路として整備
された施設となっております。建設の際、「米沢
市やさしいまちづくり整備指針」に基づきまして、
東西にエレベーターを設置しまして、歩きやすい
階段、なだらかなスロープなどに配慮した高齢者
にも優しい施設として整備されましたが、階段の
勾配につきましては、社団法人日本道路協会が定
めます「立体横断施設技術基準・同解説」を参考
に、50%を標準としまして、斜路及び斜路つき階
段の勾配は、それぞれ12%、25%を超えてはな
らないとされておまして、現在の東西自由通路の
階段の勾配は45%となっていることから、敷地の
広さなどのさまざまな理由から、自転車の利用は
見送られ、歩行者専用の通行として整備された
ということで、自転車の通路については禁止させ
ていただいているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） エレベーターが東西にあ
るわけでありましてけれども、このエレベーターの
大きさというか、これは、物理的に自転車はエレ
ベーターの中に入るものなのかどうなのか。

それから、階段と階段のこの段差のすき間に簡
便な木型を埋め込んで何とか坂にして、そこを乗
ってはだめですよということで、引いて通れるよ
うにすれば安く上がるという思いが私としては
あるのですが、あそこの45%勾配というその基準
では、それは何ともならないものなのではなか
ね。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 東西のエレベーターに自転
車がつけられるかどうかという部分につきまし
ては、エレベーターの規格が大体両方同じぐら
いで、幅が140センチメートル、奥行き135
センチメートル

ということですのでございますけれども、JIS規
格によりますと、一般の自転車は大体190セン
チメートルぐらいになりまして、お子様用の自
転車ですと乗せることは可能かと思われま
すが、大人用の自転車につきましては、大変
厳しい状況だということで、実際に東のエレ
ベーターに自転車をつけてみましたけれども、
やはり厳しい状況だということを確認して
ございます。

そして、木型を入れてはどうかということ
でございまして、先ほど申し上げましたと
おり、斜路が大変合致しないということで、
手を離した際に落ちていったりというこ
とで、危険性が危惧されますので、それ
につきましても、やはり難しい、だめな
ことだというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） そういう勾配の決まり
やら何やらはあるんでしょうけれども、せ
っかく県立高校の大きな、今女生徒もか
なりふえているということで、大きな県
立高校が駅の東にありながら、そして、
駅の商店街を工業高校の自転車の生徒は
ほとんど通らないと。

駅で電車に乗るため、東に向かってくる
汽車通の生徒は駅前の商店街は通って
いただいているようでありまして、せ
っかくのそういう立地の状況をうまく
生かしていないと。

高校生は帰るときには、やはり自動販
売機やら、お店屋さん、そして米沢ラ
ーメン等を食べながら帰っていくとい
うのは、私は高校生のやはり若い人
たち、いろんなことに非常に興味を
持つ年代の人たちには必要なこと
だと思います。

そういったことで、何とかそういった
若い人たちが駅前商店街を通れるよ
うな手だてというもの、これをこれ
からも検討していただきたいという
ふうに要望をいたしておきます。

次に、市立病院のほうに入ります。

この敷地内薬局については、かつては
24時間365日営業体制というふう
になっていたはずのが、この間の資
料では、たしか夜間は22時までと
かとい

うふうになっておりましたけれども、この辺どう
いう構想なんでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 このたびのプロポー
ザルに際しましては、事前に行いました複数の会
社のリサーチ、聞き取りさせていただいたんです
が、24時間営業につきましては、人の確保の面か
ら大変厳しい状況であるというような認識をし
ております。実際に行おうとしますと、その人員
確保のためにかえってコストが大きく影響して
くるというのが判明いたしました。

このことから、市立病院の薬剤師とも協議の上、
最低限22時まで営業していただくことを条件と
しております。ただし、あくまでもこれは下限で
ございますので、コストの面も含めて24時間対応
の御提案があれば、当然薬剤師の業務負担が相当
軽減されますので、相応の評価がなされるものと
考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 365日というのは、これは
365日で。はい、わかりました。

それから、この敷地内薬局ということになって
まいりますと、今までの院外処方で行っていった
薬価のメリットといいますか、院外処方にするよ
りもこの院内処方とか、敷地内薬局とかの薬価の
メリットというのは少ないように思うのですが、
その辺はどのように捉えていますか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 調剤料ですが、敷地
外薬局ですと、点数が41点ほどになっておりま
すが、敷地内薬局ですと、これが10点というこ
とです。約4分の1になりますので、薬局のほう
から見れば調剤料が減るという形になるろうかと
思います。

ただ、ほかの薬剤料や服薬指導料などを加味す
れば十分収入のほうは得られるというふうに捉
えているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） かつては敷地内薬局とい
うのは認められておらなかったわけですがけれ
ども、平成28年度からですか、その辺から規制緩和
されて、敷地内薬局が認められるようになって
きたようであります。

敷地内薬局は、たしか技術料が安いと思うんで
すけれども、あえてその敷地内技術料等が安いに
もかわらず、進出していただくということにな
ると、非常に採算ベースではなかなか厳しい状
況になってくるのではないかと心配されますけれ
ども、いかがですか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今まで敷地内薬局が
認められなかったということで、例えて言うなら
ば、隣に薬局があってもフェンスで覆われて、一
旦公道のほうに出てからでないと入れないとい
うようなものが一般的でございましたが、これが
総務省のほうに国民の声ということで、例えば妊
婦さんとか、障がい者の方、非常に不便である
というような申し出がございまして、それを受け
て厚労省と協議の上、まずはフェンスの撤去が可
能になったということで、結果的に敷地内薬局が
設置可能になるように移行していったところで
ございます。

また、今採算面のお話がございましたが、先ほ
ど申し上げたとおり、調剤薬局の収入は、調剤料
や薬剤料、あと服薬指導料など複数のものがござ
います。そういったものをトータルで見ますと、
十分やっていけるということでございます。確か
に調剤料を低く抑えられますけれども、枚数が枚
数ですので、十分やっていけると。これは聞き取
りのほうでそちらのほうも確認させていただい
ているところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 民間薬局との共存につ
いてでありますけれども、民間薬局については、国
の医薬分業、院外処方箋等のシステム、要するに
医師の薬の過剰投与というか、それから、国の薬

価部分での非常に膨大な薬価になってきて、それを抑制しようという国の財政的な面からも医薬分業して、院外処方箋のシステムに変えていこうと。要するに院外処方箋にすると、非常に利益が出るという形にして、一気に民間薬局がふえてまいったわけです。

米沢市立病院もファクスコーナー等を市内の薬剤師会、そっちが主体となってファクスコーナー等を設けて、そして、市立病院の院外処方箋の方向性に対しては、皆さん協力をいただいていたというふうに思っております。

私の調べでは、米沢における薬剤師会の加入者、これは個人の資格で入るわけでありましてけれども、これが今現在で大体110名前後で推移をしておるということであります。米沢市内の薬局の店舗数は、私の調べではおおよそ60店舗、これ私もこんなに多くの薬局があるんだとは思わなかったんですけども、私の調べた中で薬局の店舗数が60店舗、このほかにドラッグストア等で処方箋も受け付けますよというところは、数店あるんですけども、それはここに入っていないので、この米沢での医薬分業の先駆けは、大手民間のS病院さんがもう、私もここよくわからない。35年ぐらいから医薬分業をやっておられたということなわけです。

今度敷地内薬局としてこのアメニティセンターの中に、先ほどの答弁では、市立病院の中に薬局が1つ入って、アメニティセンターのほうにはまたもう一つ入るという2つの体制が出てくるわけですね。

そうしますと、どうしても患者さんとしては車をとめた状態で医療行為を受けて、そのままの状態です。薬をもらえらるという状態、今までは院外処方箋をかなり出しておられたので、民間の薬局はその恩恵をかなり受けてきて、60店舗までふえてきた要因の一つだと思うんですけども、それが駐車場にとめたまま、今度は病院の薬局とアメニティセンターの薬局と2つ、これは、患者さんは

どちらの薬局でも処方していただけるという形なんですか、それとも、何か特殊な方はアメニティセンターのほうに行ってくださいという形になるのでしょうか。その辺どうですか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 まず、病院内薬局というのは、実は直接院内からの出入りはできません。この制度はそこまで緩和になっていませんで、一旦外に出るような建物の構造になってございます。ただ、建物の中におさまっている状況でございます。

なぜそのような形態をとるかといいますと、市立病院が救急医療のほうを充実させるということで、どうしても患者さんの立場になると、近くにあったほうが非常に便利であるということで、救急医療との連携も含めて、調剤薬局を市立病院の建物の中に最低1カ所設けてほしいということでのプロポーザルでございます。

もう一つ、同じ会社になるわけですが、アメニティセンターのほうにも設置するということが可能であるならば、そちらのほうにも設置していただきたい。いわゆる患者さんの選択肢がふえるということになりますので、ただ、採算面で2カ所もつくと、かえって人件費等がかかって採算がとれないというような御提案も想定してございます。

ただ、繰り返しになりますが、最低限市立病院内に1カ所設けていただくというのが条件でございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番(山村 明議員) やはり今度は市立病院なり、アメニティセンターに薬局ができれば、利用者、患者さんは、やはり車を動かさないで薬をもらって行けるというか、行きたいということになると、やはり今まで市立病院の院外処方箋のシステムに協力してきて60店舗までふえておるこの薬局の方々、60店舗の薬局があるということは、やはり米沢市にとっての一大産業だと思うんで

す。

この方々が、どうも私はここではほかの医院からの処方箋もあるんでしょけれども、市立病院からの処方箋の数は、私は確実に減っていくのではないかと。そうすると、その薬局の経営等にやはりかなりの悪い影響をもたらすのではないかという心配をしておりますけれども、そのところどう思われますか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 このたびの新病院建設につきましては、おおよそその建物のレイアウト等見えてきた段階で薬剤師会の方と協議の場を設けさせていただきました。病院の考えと、これからの予定ということで、御意見を頂戴したところでございます。薬剤師会からは、敷地内薬局とかの設置については特段反対はしないということでした。

ただ、今現在、議員からもお話ございましたが、ファクスコーナーを今設けているわけですが、これは引き続き設置の方向でお願いしたいということでの要請はいただいておりますので、そのコーナーは引き続き設置していくということで、民間の薬局のほうにも従来どおりの対応が可能ないように持っていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） 今、薬剤師会とのお話をなされておられたということですが、今回の新病院の構想立ち上げについての時点で、その薬剤師会の代表の方等との意見交換というか、そういったものはあったんでしょうか。どうも私の聞いている感じでは、最近その薬剤師会とのお話があったやに聞き取れたんですが、病院の設立構想立ち上げの時点でのそういったやりとりはあったんでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 ある程度その建物の配置、機能分化の考え方がまとまりましたことしの1月後半に協議の場を、話し合いの場を設けさ

せていただいたところでございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） それから、このアメニティセンターを設置するというこの設置主体者というものは、私の今までの説明を受けている中身の感じでは、ディベロッパーというか、そういう開発業者と薬局、アメニティセンターにおけるところの薬局の、多分かなり大手のところになるうと思うんですけれども、そういったところが設置主体者になって、恐らく建物でも数億円規模のものになるうと思うんです。そういうことでよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 まだ募集をかけている段階で、正式に手を挙げていただいているところはこれからのものですから、何とも言えませんが、今までお話しさせていただいた中では、当然調剤薬局入っていますけれども、ファイナンス系とかリース系の、いわゆる大手の資金力のあるところと手を組んで進出なさるところが目立ったかなという印象でございます。

○鳥海隆太議長 山村明議員。

○9番（山村 明議員） そちらのアメニティセンターの設置をされる方の重要な部分に、大手の薬局等が多分入るんだろうというふうに私は思うわけでありまして、そういったところが当然市立病院の処方箋をより多く取り込もうと、そして、設備投資にかかった分を何とか早く財政的にクリアしたいというふうに思うのは当然であって、そうなってくることが、やはり今まで院外処方箋で市内の民間薬局に出ていたものがかなり大きくダメージを受けるのではないのかなという心配をしておるわけです。

そういったことで、最後、これであとやめたいと思いますので、何かおありになれば感想をお願いしたい。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 繰り返しになります

が、敷地内薬局等々につきましては、何も私どものほうが初めてのものではございません。また、いわゆる駅前薬局というのも全国のほうでございしますが、そういったことで、既存の民間の薬局の経営を圧迫するというような事例は私の耳には入ってこないところであります。

ただ、国のほうでは、当然敷地内薬局等のほうが客観的に見て強いということで、かかりつけ薬局という形で、既存の薬局とのすみ分けについて制度的な設計を設けているところでございます。

具体的に申し上げますと、健康サポート薬局という制度があるんですけれども、今現在、県内にも15カ所ございます。米沢市内にも3カ所ほどございますが、一定の機能、いわゆる在宅の支援の機能を充実した薬局について県のほうに届け出て、それを県のほうで公表するというので、そういった薬局がどんどんふえていけばより地域に密着した薬局ということで活躍の場が広がるものというふうに期待しているところでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○鳥海隆太議長 以上で9番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

~~~~~

午後 2時14分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、インクルーシブ教育の取り組みについて外1点、1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○1番（小久保広信議員） こんにちは。

市民平和クラブの小久保です。

私でちょうど9番目ということで、9月定例会もちょうど半分を過ぎまして、そろそろ皆さんも

もうお疲れのことかなと思います。皆様の休憩に邪魔にならないように静かにお話をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、インクルーシブ教育の取り組みについてお伺いをいたします。

障害者権利条約が批准をされ、障害者差別解消法も施行される中、文部科学省は2013年度からインクルーシブ教育システム構築事業を、そして2016年度からはインクルーシブ教育システム推進事業を進めています。

本市も、「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」をことしの4月1日から施行しています。

このインクルーシブという意味は、「包括的な」、「包み込む」という意味です。このインクルーシブ教育の導入により、就学先決定の仕組みや通常学級で障がいのある子供も学べる環境整備が進んでいます。

インクルーシブ教育とは、子供たち一人一人が多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスを言います。つまり一人一人が丁寧に扱われ、みんなで一緒に学ぶ、この両方が実現をされる、そういった教育理念であると言えます。

障がいの有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、一人一人それぞれの子供の能力や困り事が考慮された、全ての子供のための教育という意味で使われています。

インクルーシブ教育という言葉が広がり始めたのは、1994年にユネスコによって開かれた国際会議がきっかけです。この国際会議で、「万人のための教育」がうたわれ、可能な限り全ての子供の能力や困り事に応じた教育を行っていく方向性が公に打ち出されました。インクルーシブ教育の実現に向けて歩むのは日本だけではなく、国際的

な流れだと言えます。

これまでは、障がいのある人は必ずしも社会参加できるような環境にありませんでした。障がいのある人が積極的に社会で活躍できる環境づくりの一環として、一人一人の子供に丁寧に向き合う理念に基づいたインクルーシブ教育が推し進められています。本市はこのインクルーシブ教育をどのように捉えているのか、認識されているのかお伺いをいたします。

障がいのある子供を取り巻くこれまでの教育環境は、昭和の時代の終わりには、養護学校の義務化により、それまで就学を免除されていた重度の障がいのある子供に対しても、平等に教育の機会が保障されることになり、全ての子供が教育を受ける仕組みができました。

しかし、障がいのある子供を地域の学校から離れた就学先に通わせることを、障がいのある子供を通常学級から隔離し、分離しているという非難の声が市民の中から生まれました。

1981年の国際障害者年に、全ての子供を通常学級へというメッセージがうたわれました。それがきっかけで、全ての子供が通常学級で学ぶことを第一の重要事項として新たな教育の方向性が定められました。これをインテグレーション教育と言います。この過程で、分離教育の反省から、障がいのある人もない人も、分け隔てのない仲間として渾然一体の場所で学ぶことが最も重要だとされていました。

しかし、同じ環境で学ぶことを推し進める余り、支援の必要な子供に対して十分なサポートをする体制の準備は不十分なままに進められました。その結果、子供一人一人の個性やニーズに合った教育を受けることができず、障がいのある子供は授業についていけなかったり、いじめや中傷の対象となったり、逆に腫れ物扱いをされてしまったりという問題が起きました。

そして、新しい考え方としてこのインクルーシブ教育の理念が唱えられました。障がいの有無に

かわりなく、適切な配慮を受けながら、誰もが望めば地域の通常学級で学ぶこと、つまり一人一人丁寧にとみんなで一緒に学ぶの両方を実現する教育の始まりになります。

通常学級に在籍する障がいのある子も多くいるようになっていと感じます。インクルーシブ教育が実現する条件がそろいつつあるようにも思います。本市の取り組み状況はどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

インクルーシブの実現に向けて、文科省を初め、国や都道府県、市町村などの行政機関が主体となっていくべきことのひとつが、多様な子供がともに学ぶための基礎的な環境を整備することが必要です。

例えば肢体不自由があり、車椅子に乗って通学する子供にとって、校舎内が階段ばかりでは自分の力での移動が困難です。校内の段差にスロープやエレベーターを設置することで移動することの障害を解消していくことができます。

そのほかにも、市町村が主体となって、支援の必要な子供が困ることのないようにボランティアスタッフを配置するシステムをつくることで、学習や行動面に困難のある子供も、適切な支援を受けながら通常学級での集団授業に参加することができるようになります。

このように、学校の設備や教育の体制の整備が整っていくことで、障がいのあるなしにかかわらず、多様な子供が通い、学びやすい学校環境をつくっていくことができるようになります。

学校現場で進めるべき基礎的環境の整備には、ほかにもさまざまなものがあります。本市の学校整備の面や学習支援などの教育体制の整備はどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

次に、大項目の2つ目、大人のひきこもり対策についてお伺いいたします。

大人のひきこもりと言われるSNEP——スネップは、孤立無業者とも言われ、2012年に登場し

た新しい概念です。ニートが社会問題化している中で、スネップも社会問題として取り上げられるようになっていきます。

スネップとは、孤独で無職な人たちを指す和製英語です。2012年にニート研究でも知られる東京大学社会科学研究所の玄田教授が提唱しました。スネップは、先ほども言いましたが、孤立無業者といい、20歳から59歳までの人のうち、学生でなく未婚であり、無職で、ふだん一人か、あるいは肉親以外に接点のない人を指しています。

肉親と同居している場合は、家族型孤立無業者と言い、ずっと一人である人を一人型孤立無業者と言います。彼らは1年にわたり友人との交流がなく、スポーツや旅行、ボランティアといった社交的な活動に参加していません。この傾向は、家族型よりも一人型孤立無業者に多い傾向があります。

先ほども言いましたニートは、イギリスで生まれた言葉です。日本での定義は、年齢が15歳から34歳と若年層で、通学や就職しているわけでもなく、家の仕事や家事を手伝っているわけでもなく、就職活動もしていない人たちのことを言います。

スネップが59歳までであるのに対し、ニートは34歳までとなっているため、若年層がニートで、その延長線上にスネップがあると考えられますが、ここで気をつけておきたいのが、ニートは就職しているか、またはしたいと思って就職活動をしているかどうかで分類するのに対して、スネップは未就業者のうち、肉親以外の人たちとの対人関係、社交生活があるかどうか、孤独であるかどうかで判断しているところです。

ひきこもりは、長期間にわたって自宅や自室に引きこもり、社会的活動をしない状態が続いている人たちのことを言います。スネップは、時に、先ほども言いましたが、大人のひきこもりとも言われることがあります。しかし、ひきこもりは家から外に出られません、スネップの半数は外出をすることから、ひきこもりはスネップやニート

の一部と言えます。

玄田教授が2013年1月に、文科省と日本学術振興会の委託事業、「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」でまとめた「孤立無業者の現状と課題」によりますと、総務省統計局「社会生活基本調査」の特別集計から、ランダムに選んだ連続2日間の対人関係での交流状態から、スネップは2000年代以降から急激にふえ始め、2011年には162万人に上ると見られています。本市における孤立無業者の実態を当局は把握しているのでしょうか伺います。

若年層のニートに比べ、スネップは一旦就業経験があったり、リストラや何らかの理由で退職をした場合が多く、配偶者もおらず、肉親以外に親しい相手がいない中で、勤労意欲が低く、再就職が難しい状況です。

このまま59歳に近づくと、孤独死やホームレスの予備軍となり、さらに、生活保護受給による社会福祉制度予算の逼迫など、今後、社会問題となることは必須であり、スネップの就労支援などの取り組みが必要です。本市の対策をどのように考えているのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、インクルーシブ教育についてお答えいたします。

初めに、本市におけるインクルーシブ教育の捉え方、認識についてであります。インクルーシブ教育とは、「障害者の権利に関する条約」に示されていますように、共生社会に向けて障がいのある人となない人が、できるだけ同じ場で共に学ぶことであります。

山形県の平成30年から令和4年までの5年間の取り組みとして、「第3次山形県特別支援教育推進プラン」が策定されました。県の特別支援教育に対する取り組みの方向性が示されたものであり、現状や課題、具体的な施策がまとめている

のです。

基本目標として、「インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる。」「障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す。」「関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる。」の3つが掲げられています。

本市としましては、国や県の方針を受け、特別支援教育を充実させていくことがインクルーシブ教育システム構築のために重要であると考えております。

次に、本市のインクルーシブ教育の取り組みについてお答えします。

まず、障がい児等教育支援委員会で取り組んでいる、その教育的ニーズに最も的確に応える指導の場、可能性を最大限に伸ばす学びの場の検討が挙げられます。就学先の決定については、本人、保護者との合意形成のもと行っております。

各学校では、当該児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者と十分に教育相談を行い、連携して指導・支援に当たっています。

また、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成、活用していくことを推進したり、指導に当たる教員の研修の機会を設け、専門性の向上を図ったりしていることも取り組んでいることの一つです。

さらに、学級の中では、座席の配慮や学習内容の調整など、個々のニーズに合わせた合理的配慮も行っております。

ほかに、言語通級教室、LD／ADHD通級教室を興譲小学校と北部小学校に設置し、通常の学級で学んでいる児童生徒が、その教室に通級して個別の指導、支援を受けられる体制の整備を進めています。

次に、学校施設の整備状況についてお答えします。

これまでも学校施設を整備する際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、施設整備を行っており、上郷小学校と第四中学校は、校舎を新築するに当たって、スロープや車椅子対応のエレベーターを設置し、校舎の内外を問わず、動線部分の段差の解消を行っております。

また、第一中学校には、バリアフリー新法の施行前でありましたけれども、スロープと車椅子対応のエレベーターを設置して、障がいのある生徒に対応した施設となっているほか、その他の小中学校についても、必要に応じスロープを設置するなど、できる限りバリアフリー化を図っております。

今後とも、教育委員会といたしましては、（仮称）南西中学校を初めとして、米沢市立学校適正規模・適正配置計画に基づく統廃合による学校の施設整備を進めていく際には、バリアフリー化はもとより、障がいのある児童生徒について、その障がいの状況や教育的ニーズに照らして、適切な教育や支援を行うことができるように検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育体制であります。小学校18校、中学校1校に適応指導補助員を配置し、特別な支援を要する児童生徒の指導、支援を行っております。不適応生徒に対応するため、適応指導員、教育相談員を配置している中学校もあります。

校内では、特別支援コーディネーターを指名し、相談・支援をより充実したものにするようにしています。

また、特別な支援を必要とする児童生徒については、指導目標や指導内容などを具体的に記載した「個別の指導計画」や、乳幼児期から学校卒業までを見通した教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援するための「個別の教育支援計画」の作成、計画的な活用を行っております。両計画につきましては、保護者とも相談を行いながら作成をしております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私から、2、大人のひきこもり対策についてお答えいたします。

初めに、本市における孤立無業者の実態を把握しているかとの質問でございますが、孤立無業者の中には、議員お述べのとおり、家族とある程度つながりがあったり、買い物等で時々外出したりする人も含まれておりますので、本人や家族にその認識があつて、今の生活を変えたい、誰かに相談したいと思わない限り、周囲も気がつきにくく、表面化しがたい状況にあります。仮に、調査員による訪問調査や郵送によるアンケート調査を行っても、実態を把握することは難しいと考えております。

次に、本市の対策についてお答えいたします。

孤立無業者の特徴として、人や社会に関心を持ってないことが挙げられております。そして、支援を行うためには、「無業」のことよりも、先に「孤立」から抜け出すことを考えなければならないと言われております。そのため、なるべく外に出て、抱えている悩みを相談できる人と場の存在が必要となります。

本市では、生活保護に至らずとも、さまざまな悩みを抱えて生活が困窮している方々の相談を受け、自立に向けた支援の入り口となる「生活自立支援センター」を米沢市社会福祉協議会内に設置しております。

ここでは、専門の支援員が寄り添って、一人一人の状況に合わせた支援プランをつくり、他機関とも連携しながら解決に向けた包括的かつ継続的な支援を行っておりますが、その支援プランの一つに「就労準備支援事業」がございます。

心や体の病気であつたり、生活習慣に問題があつたり、社会とのかかわりに不安がある、コミュニケーションがうまくとれないなど、なかなか社会になじむことができない方々を対象としてお

ります。

支援を行うに当たっては、支援員との信頼関係を構築していくとともに、生活習慣の見直しやちょっとしたボランティア活動を通して人とのかわりを持つ練習などを行いながら、社会に出ることへの不安や阻害要因を少しずつ取り除いていくものであります。

始めればすぐに結果が出るというものではないため、長期にわたる支援が必要であります。孤立無業者と言われている方々についても、この就労準備支援事業につなげていきたいと考えております。

また、市内には、生活に困っているが、誰に相談してよいかわからないという方がまだ多くいると認識しております。反面、今のままでよい、放っておいてほしいという方もおり、現場の対応では苦慮する部分もありますが、生活自立支援センターの存在を広く市民に知っていただくとともに、個々に応じた敷居の低い、より相談しやすい窓口となるように努めてまいります。

あわせて、民生委員・児童委員を初め、町内会等との連携を深めて情報提供をいただきながら、みずから支援を求められない方々に対しては、こちらから出向くなど、より柔軟な相談・支援活動に努めるとともに、市内には「から・ころセンター」、「With優」といったひきこもりに関して知識も経験も豊富な民間団体がございますので、連携してこの問題に対処してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ありがとうございます。

では、2回目に入りますが、インクルーシブの関係ですけれども、先ほど教育長からありましたけれども、日本の場合、障がいのあるなしというところでの学ぶ仕組みというふうになっているわけですが、世界的に言うと、そういうこ

とだけではなくて、さまざまなマイノリティーを含めた全ての学習者を対象とした、そのニーズの多様性に対応するための学校教育全般で、通常教育の改革のプロセスとして考えなければならぬというふうに言われています。

日本的なインクルーシブ教育のシステムの現状というのは、本来の世界的な流れで言うインクルーシブ教育とかなり距離があって、本質的な課題が見過ごされているんだという、これ茨城大学教育学部の荒川教授が指摘をされているんですが、障がい者だけではない、そしてマイノリティーの方であるとか、さまざまな合理的配慮が必要な人たち、子供たちというところについて御認識をお伺いしたいというふうに思います。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 国の報告によりますと、インクルーシブ教育というのは、人間の多様性の尊重等の強化、精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、皆がともに学ぶ仕組みであり、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされているというふうになっております。

そのことから、特別支援教育を推進していくことが重要というふうにされていますけれども、これは学ぶ側の多様な教育的なニーズを把握し、それぞれに適切な指導、支援を行うことが重要という意味だというふうに捉えております。

本市としましては、これまで議員がお話のような多様な教育的ニーズの中に、さまざまなマイノリティーによる教育的ニーズということについて、強くは意識はしておりませんが、そのようなマイノリティーの方々、例えば外国から来た児童生徒、あるいはLGBTなどについても、インクルーシブ教育というふうなところの中というよりは、その子、その子に応じた教育的なニーズというふうな意味合いで把握をし、適切に対応しているというふうに考えております。

今後とも一人一人の子供たちの可能性を最大限に発揮することができるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） さまざまな人たちがいるという、その多様性という、先ほど話もありましたが、そこが、一緒に学ぶということが大切なんだろうなというふうに思います。

既に欧米なんかで取り組まれている教育実践なんかを見ますと、授業の単元や教材をみんなで共有をしながら、きょうはみんなで何を学習するのかというところをきちっと共有をして学んでいく、具体的な課題に取り組んでいく、さまざまなものが用意されているというふうに言われていますし、習熟度別というのものもあるようですけれども、さまざまな能力や背景のある子供が共同で学び合いをしている授業が多いと言われています。そういった考え方について、当局はどのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 さまざまな教育的ニーズに応じた学習のあり方についてですが、本市でもとても重要なことというふうに考えておりますし、各学校においては多くの取り組みを行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば教室の前面には掲示物を張らない、そういった掲示物が目の刺激になって集中できないというふうな子供もいるものですから、そういったユニバーサルデザインを意識した教室環境の整備を行ったり、授業で実物投影機などのICT機器を積極的に活用することで、視覚的に捉え、理解しやすくしたりしているということなどが挙げられるというふうに思います。

また、さまざまな特性を持つ児童生徒がペア、あるいは何人かのグループになって学ぶ共同学習、あるいは時には習熟度別学習、あるいは個別学習など、ニーズを把握した上で、その都度、そ

の場での最適と考える学習体制での学習も行われているところでございます。

また、与える課題の量、あるいはどのように提示するかという提示の仕方、そして教材や教具の工夫、あるいは学習方法などについても、当該児童生徒にとって必要な、そして有効な変更・調整も行っているところでございます。

また、通常学級で学ぶ外国から来た児童生徒には、日本語等指導講師を市で配置して、学習の理解につなげられるようにするようなことも行っているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） さまざまな方たちが配置をされているというのもわかりました。さまざまな学習のやり方をしながらやられているというのも理解をしたところですが、一番は、外国と日本で何が一番違うのかというと、先ほど出ましたけれども、人的配置が一番違うというふうに言われています。さまざまなアシスタントであるとか、コーディネーターであるとか、そういった方々が教員と連携をすることでしっかりしたインクルーシブ教育が実践をされていますし、大体1学級20人程度であると、そういったことがしやすいということが言われているというふうになっています。

本市の1学級当たり、小規模学校だとそんなぐらいのクラスが多いのかなというふうに思いますし、米沢市でもそういったことが、今のお話からすると、本来のインクルーシブ教育というのができるのではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 通常学級で学ぶ児童生徒への人的なサポートというふうなことでございますけれども、小学校や中学校へ配置している適応指導員、あるいは教育相談員、適応指導補助員などのことですけれども、多様な教育的ニーズに応じた適切な指導、あるいは支援を担任とともに

行っていくためには、現在の人的配置ではまだまだ不足の部分もあるかというふうには思っております。

しかし、現在については、教員、あるいは支援員に対して、県や市で行っているさまざまな研修会への参加の呼びかけ、あるいは特別支援教育についての専門性を向上させること、専門的知識を持つ人材をふやすことで、質の高い、よりよい指導・支援を行うことができるようにして、これまで以上に当該児童生徒の可能性を伸ばすことに努めているというふうなことでございます。

日本の場合には、基本的には40人学級と本県におきましてはさんさんプランというふうなことで、33人を基本としての学級編制にはなっておりますけれども、なかなか諸外国のように20人くらいの規模でというふうなことになっておりませんので、そういったところについては諸外国に倣ってというふうなところが難しいところでもあるかなというふうには思っているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 質を高めてというお話もございました。実際問題として、人を配置するということは、それだけの予算が要するところだというふうに思うんです。そうしますと、市の持ち出しだけではなかなか大変ですし、じゃあ県でというと、それも大変だ。やはりそれは国に対してきちんとそういった話をしていくべきだというふうに思いますし、本来のインクルーシブ教育、本当に多様性のある子供たちが学べる教育にしていけるためにも、そういった部分が必要だろうというふうに思います。

実際、先ほど特別支援学級にという話がありましたけれども、そこと分けること自体がインクルーシブじゃないんだよというアメリカなんかの定義があるようですので、そういった部分も国への要望とか含めて、そういった認識はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員がお話のように、国が今現在掲げているインクルーシブ教育というふうなことで、紹介いただいた諸外国で取り組んでいるインクルーシブ教育ということには、同じということでは今ないというふうには捉えております。

そして、その諸外国と日本の違いは、例えば先ほどもお話しさせていただいたように、教職員定数であったり、1学級の人数であったりなど、それぞれの国々のこれまでの教育制度の違いから生じるものであろうというふうに考えているところであります。

共生社会の実現に向けて、それぞれの国が自国の教育制度に合わせた最良と思われる方法で、今現在取り組んでいるのではないかとというふうには捉えているところでございます。

このように、国によって捉えの違いは生じておりますけれども、学校教育を考えたときに、一番重要視するべき一人一人の子供の可能性を最大限に発揮させることのできる教育の仕組みを目指したものであるということは共通であらうというふうには捉えているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 諸外国の例なので、なかなか日本の国情に合わない部分もあって、それを米沢市にやれというのは非常に心苦しいところはあるんですけれども、実際、でも、学ぶのは子供たちなわけで、特に日本の場合、合理的配慮という言葉の中で言われているんですが、ある専門家の話だと、合理的配慮ということではなくて、便宜的にというか、子供のニーズに便宜的に合わせていくんだという、そういった言い方がされています。子供たちが一緒に学ぶことができるように、そういった可能にするために便宜を図るんだと、そういった意味合いで使うべきだというふうに言われています。

その点についてはどうなのかと、あと、この合

理的配慮という名のもとで、普通学級ではなくて、当局側の合理的配慮と言ったらいいんでしょうか、特別支援学級に行きなさいよと、そういったことはないのかなと。子供たちがともに学ぶために必要な合理的配慮という意味合いが、逆な意味でとられてしまっている、そういった例というのは、ほかで起きているというふうにも聞いていますし、本市の場合、どのようになっているのかと、その点についてはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 合理的配慮というふうなことですけれども、議員お話しのとおり、その子供のニーズに合わせたさまざまな変更や調整のことというふうなことと考えておりますし、他の子供たちと一緒に学ぶことを含めた、その子供の可能性を最大限に発達させるためのものであるというふうなことでありますので、その変更・調整というところで、その子に合わせた変更・調整ということが便宜という形に捉えることができるのかなというふうに思っているところでございます。

2点目の合理的配慮ということが、誰に対しての合理的配慮なのかということでもありますけれども、やはり当然のことながら、学ぶ側、つまり子供たちにとっての合理的配慮ということでもありますので、その合理的配慮という名のもとに、だから、特別支援学級への在籍というふうには本市としては認識をしていないところでございます。

そうではありますけれども、先ほども申し上げたように、1学級の規模などを考えますと、全てのことがその通常学級で支援として行われるかどうかということについては、なかなか難しい面も時折生じるということもありますので、そういったところについては、保護者の方との合意形成を図っているというふうなことでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひ当局側の合理的配

慮で特別支援という、そういったことのないように、なぜこんなことを言うかという、ほかのところでそういった事例が起きているという報告があります。

ある校長先生が、合理的配慮ということで、この子はこっちだという話があったとかという、そういう事例もありますから、ぜひ本市の場合はきちんとした対応をしていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一点、先ほど答弁の中でずっと相談というお話がございました。子供たちが最初に行く場合、就学相談があるわけですが、その中で、やはり文科省の中では合意の上で行うことになっていますけれども、しかしながら、合意がなくても教育委員会の判定でそっちに行ってしまう、優先されているというような実態もあるというふうなお話も聞いていますし、とりわけグレーゾーンでどっちに行ったらいいんだろうと迷っている保護者の皆さん、子供たち、そういった方の相談というのはきちんと、どちらかという相談者に寄り添った相談のあり方というか、そういったことをしていくべきだというふうに思うんですけれども、本市の考えはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 就学というふうなところになりますけれども、障がいをお持ちの子供さんなどの就学先の決定については、医学、教育、福祉等、さまざまな分野の方々から組織される教育支援委員会において、その子の状況に合った就学の場の判断をまずいただいているところでございます。その判断をもとに保護者の方に判断の結果を丁寧に説明させていただき、合意形成できるように就学相談を進めているところでございます。

なかなか合意形成に至らないという場合もございますので、その場合には、回数を重ねながら丁寧に相談をさせていただくなどの対応をとり、そ

の中で、保護者の方の最終的な御意向を確認させていただいているところでございます。

また、就学先の決定は、最終的には教育委員会で決定というふうな形に法令上なっているわけですが、決定の際には本人、あるいは保護者の方の御意向を考慮した就学先の決定になるようにしておるところでございます。

平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正によって、保護者等の意向を最大限に尊重するということが出されたわけですが、本市においては、それ以前から保護者の方々の御意見を最大限に尊重するような決定をさせていただいているところでございます。

就学先の決定については、このように進めており、就学相談が、議員お話しの方々の御意見を最大限に尊重するよう判断した上で、保護者が最終方針を示すことのできる場になるように、今までも行っておりますし、今後もそのようなように努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひ迷っている保護者に寄り添う相談をお願いしたいなというふうに思いますし、子供たちが本当にいい環境でできるような、そういったところで教育を受けられる、そういった状況にさせていただきたいなというふうに思います。

これ要望なんですけれども、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の中で、興譲小学校を通常学級に加えて特別支援教育の中心校にすると書かれています。ぜひ興譲小学校において、本来のインクルーシブ教育というのが実践できるような、そういった実践校といいますか、そういった学校にさせていただきたいなということを要望して、次に移りたいと思います。

スネップの部分ですが、なかなか把握しづらいんだよという、多分こういった答弁が来るんだろうなというふうに思っておりましたが、そういっ

た中で、こういった方がわかった場合の、先ほど社会福祉協議会に委託している生活自立支援センターで対応していくんだということだったんですが、こういった方の場合、いわゆる一人一人のケースワーカーが必要だというふうに思うんですけども、そのことをどう実践されているのでしょうか。何か生活自立支援センターお任せでちょっと中身がよくわからないので、ぜひお願いいたします。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど答弁申し上げました生活自立支援センターにおいては、利用者の方の同意を得ながら、一人一人に合った自立までの支援プログラムを作成して、その進捗に合わせた、寄り添った形での支援というものを進めているわけであります。

孤立無業者と言われる方々についても、同様のやり方が望ましいというふうに考えておりますけれども、支援者との信頼関係を築いて、少しずつ不安を取り除いた形で生活習慣を変えるところから始めるということになると思いますので、なかなか全ての方々にそういったケースワーク的なものという形で行き届くのは難しいと思いますけれども、知り得る限りというか、そういった窓口で相談があった方については、そんな形で臨んでいきたいというふうに考えているところであります。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） このことは、昨日、遠藤議員の質問で、ひきこもりの部分ございました。答弁の中で、さまざまな場所で相談を行っているんだというお話もあったというふうに思いますけれども、きちんとした包括的な、総括的な窓口がなければ、なかなか対応できないのかなと。その場、その場での対応というのはまず難しい話ですし、先ほどの答弁でもあったと思うんですが、専門的な知識も必要だというふうに思うんですが、その点、当局はどのようにお考えです

か。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 国のほうで提唱しています皆で支え合う地域共生社会の実現といったものを目指すことにおいては、相談というか、そういったものを丸ごと受けとめるといった形を目指しているわけですので、議員お述べのような複雑な悩みを抱える人の相談をしっかりと受けとめて、問題を整理して解決に導くような、そういった包括的な相談窓口が求められているところでもあります。

今まで何回かお話し申し上げたように、現在の相談窓口については、それぞれの課で受けた相談事について、連携して取り組んでいくといった現在の形から考えますと、それはまだまだ課題であるというふうに考えております。今後、関係部署でさまざま検討した上で対応していきたいというふうに考えているところであります。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ひきこもりも孤立無業者についても、ニートについても、その原因というか、問題点はさまざまなことがあるというふうに思いますし、単に大ざっぱに、投網的にかけて、これで解決するんだというのではなくて、先ほども言いましたけれども、一人一人のケースワークというのが必要だというふうに私は思います。一人一人のその進むべき道、段階的な支援なりと、そういったものが必要だというふうに思います。

そういった意味で、専門家がきちんとした対応をすべきだというふうに思っていますし、そういった専門家をきちんと配置するということが必要だと思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 議員おっしゃるように、抱えている問題というのは、1つじゃなくて、複雑に絡み合っている、自分ではどうしていいのか解決もわからないといった場合が多いというふ

うに思います。

また、御本人とお話ししている中で、自分が気がつかなかったようなことも気がつくといったこともあろうかと思えます。こういったさまざまな問題を整理して、適切な専門機関のほうにつなげたり、複数の専門機関のほうにコーディネートするといった、そういった専門的な手腕というか、そういったものは当然のことながら、必要とされるものだというふうに考えているところであります。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 先ほど民生委員の話もございましたが、やっぱりそこはきちんと連携すべきだというふうに思いますし、なかなか福祉行政と民生委員とのかかわり、連携というのが、いろいろ前にも話がありましたけれども、しっかりしていない部分があるのではないかなというふうに思いますし、この孤立無業者というこの人たちというのは、ある意味社会ともつながっていたり、親がいたりしてなかなかわかりづらい、だからこそ、当局ではどれだけいるのかわからない。でも、多分米沢市の中にもいらっしゃるんだろうなというふうに思うんです。そういったところで、民生委員とのかかわり、それはどのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 民生委員につきましては、御自分のお住まいになっている地域で活動なさっているわけですので、身近な相談相手という役目を担っていただいております。そういったことから、現在、地域で見聞きした、そういった課題とか、悩みについて民生委員のほうから御相談をさまざまな部署で連携していただいているところではありますが、先ほど申し上げたような、包括的な相談窓口といったもので対応できるようになれば、民生委員にとってもさらに深く連携がとれるものだというふうに感じているところであります。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 壇上でも申し上げましたけれども、こういった方々をそのまま放っておくと、将来的には、結局は生活保護であつたりというところにかざるを得ない。年金も掛けているわけですから。そういった意味で、いち早くそういった状況を脱していただくということが大切だというふうに思いますし、なかなか親も自分の子供がそういう状態だというふうに気づかない部分がたくさんあると思います。

ぜひきちんとしたPRといたしますか、先ほど出ていましたけれども、生活自立支援センターだけではなくて、やっぱりいわゆる社会福祉全体で取り組んでいかなければならない課題だというふうに思います。そういった意味で、生活自立支援センターの充実といたしますか、そこに全部入れているのかなというふうにも思います。そういった意味で、総括的な支援センターというものが必要なのではないかなというふうに思っていますし、その中で対応ができる、そういった組織をつくるべきなのではないかと思うんですが、最後に、その点いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 現在、先ほどから申し上げております生活自立支援センターにつきましては、困った方々についてセンターに導いてもらえるように、さまざまな方法をとって周知を図っているところであります。

議員今申されたように、包括的な支援センターという形で組み込むべきではないかといったことについては、現在、市役所の中には、やはり各部署でエキスパートという形で御相談に応じるというものをとっております。包括的な窓口としてセットすることは課題だというふうに先ほど申し上げたわけですので、そちらと、今現在ある窓口として各課に散らばっているものについての連携はきちんととっていきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番(小久保広信議員) 生活自立支援センター、本来は低所得者のための部分だったというふう  
に記憶をしております。ぜひ今さまざまな、今回、  
お伺いしました孤立無業者にしても、ニートにし  
ても、ひきこもりにしても、そういった方々をい  
かに社会復帰をさせていくか、していただくか、  
そのための手だてをとるための、やはり包括的な  
システムといいますか、そういったものをつくる  
べきだということを申し上げまして、私からの質  
問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で1番小久保広信議員の一般  
質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

~~~~~  
午後 3時19分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない
場合、会議時間を日程終了まで延長することにし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了
しない場合、会議時間を日程終了まで延長するこ
とに決まりました。

次に進みます。

一つ、地域循環型農業の現状と将来性について
外3点、2番影澤政夫議員。

〔2番影澤政夫議員登壇〕 (拍手)

○2番(影澤政夫議員) 本日5番目、最後を飾れ
るかどうかは別にいたしまして、私最後の質問者
ということになりました。先ほど小久保議員から
もあったように、折り返し地点を折り返したとい

うことで、後日の日程につきまして遺漏ないよう
に、議会、私ともども進めてまいりますので、よ
ろしく願いいたします。

まずもって、本日も多数の市民の皆様、傍聴席
に駆けつけていただきました。時間も遅い時間であ
るにもかかわらず、このようにたくさんの方々
においでいただきましたこと、まことにありがと
うございます。

例によりまして、私の質問内容につきましては、
非常に長い時間がかかりますので、どうぞくつろ
ぎながらお楽しみというわけにはまいりません
が、お聞きいただければというふうに思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

地域循環型農業の現状と将来性と題してござい
ます。

まず、本市において平成27年に策定された「米
沢市農業振興計画」、本計画は、平成36年までの
10年間にわたり本市の農政の指針として対応さ
れたものと認識しております。

策定から来年度でちょうど中間年に当たること
から、施策の効果、また課題等について、この時
期を捉え一定の精査を行った上で、さらに計画の
実効性を高めていくべきと考えます。本市として、
中間総括的な調査、総括等による変更、強化策等
対処のお考えがあるのか、まずお尋ねしたいと存
じます。

米沢市農業振興計画策定に当たって、基本にし
ていた特に重要なこととされているものがござ
います。それは、1つには、多様な担い手の安定
的な育成と確保、2つ目に、地域の特性を生かし
た産地づくり、3つ目として、流通・販売対策と
農山村地域の活性化、4つ目に、農地の保全と中
山間地域の農業振興の4点であります。

いずれも大切な観点と存じますが、甚だ恐縮で
はありますけれども、私的に特に大切だと感じま
したことは、多様な担い手の安定的な育成と農地
の保全、この2点の融合こそ、他の2点を包括的
に支える柱だと考えます。この2点をどのように

バランスよく、誰が音頭をとって将来につなげていくのが、今後最も大きな課題ではないかとも考えてございます。

その点で、最も期待するのが本市、農林課、農業委員会等、関連母体はもとより、行政窓口全体が一体となって総合的にバックアップしようとする姿勢だと強く確信しております。その上に立っての質問になります。

特に、多様な担い手とは、個人はもとより、法人に至るものであり、本市に住む若者が今後、希望を持ち、楽しく、かつやりがいの持てる農業に取り組むために、率先して行動する方々、あるいは法人だと思います。その方々を本市として広く後援し、積極的に指導、支援していくことが総合的な発展、振興につながるものだと考えますがいかがでしょう。

その中で、その施策の中には、機械等の導入支援、飼料用米の給与拡大等、施策の中に掲げられておりますが、まず直近の課題、効果的と判断し得る支援策などについて、本市としてのお考えと現状をお聞きしたいと存じます。

あくまでも制約、規制の強化といったものではなく、総合的な観点での育成相談窓口的な認識を持っていただきたく、少し具体的、個別案件について質問をさせていただきます。

循環型農業及び飼料用作物の振興についてお伺いいたします。

この種農業政策について、全国的に見ても、法人がその採算規模からして先頭を切って対応され、話題となっていることは御存じのとおりであります。

輸入飼料の高騰、価格変動に左右されない国内自給飼料への期待、連作障害防止展開策などの飼料用転作物の生産振興に大いに寄与し、主に酪農を基幹とした業容をフルに活用され、堆肥生産にも貢献されています。

本市農業振興計画内でも、地域循環型農業を強く意識し、堆肥有効活用制度の構築を提唱してお

ります。その中で、1つには、耕種農家とのマッチング活動、2つ目には、共同の堆肥有効活用施設の建設を目指し、情報収集や農業者に提案を行うとしております。

そこでお伺いいたします。

本市において、当初計画では、自給飼料生産面積を本年度の場合300ヘクタール、内訳は、牧草が210ヘクタール、デントコーンが10ヘクタール、飼料用米80ヘクタールとしていますが、休耕地及び耕作放棄地、直近までの稲作地がこの種飼料用転作物にどの程度活用転嫁されているのか、その面積なども含めて具体的にどの程度把握していらっしゃるか。また、その波及効果、あるいは改善すべき点などの現状認識も含めて本市の見解をお伺いいたします。

また、耕種農家とのマッチングは十分に行われているのか。堆肥有効活用施設の建設計画の部分についても、どのような状態になっているのかお聞かせいただきたいと存じます。

この項目の終わりに、法人が事業として展開する場合、当然ながら作業効率、生産性向上を主眼に置き、耕地を大きく拡大、展開することは当たり前です。加えて、加工地までの輸送手段も大がかりなものになることも想定されます。

そこで、大規模になればなるほど必要なのは地権者、その地権者はもとより地域近隣住民の理解と協力が欠かせないものと考えますがいかがでしょう。

この種産業振興をより確固たるものにしていくために、従来、本市として主導してきた農業振興計画に伴う施策に照らし、今後の対応についての可否判断及び新たなルール必要性等についてどうお考えかお伺いしたいと存じます。

続いての質問に移ります。

里山の保全と野生動物の対処ということでの大項目でございします。

8月26日の地元新聞1面トップ記事に、「囲いわなとスマホ連動」とあり、米沢鳥獣対策連絡協

議会で実証実験を開始したとの報道がなされました。

今回は、イノシシの捕獲に焦点が当てられた報道でしたが、全国的に見ると、ニホンザルに対しても対応可能で、非常に有効なようです。同時に、紙面にあったのは、大平地区において、8戸の農業生産者の呼びかけにより、8月25日には、約10名の方々が共同で広域電気柵を設置している様子が写真入りで紹介されてございました。

本市の鳥獣被害防止に向けた中・長期計画においては、対策は、治安維持に近く、長期に安定的に効果を維持できる体制・手法の確立が必要とし、被害防止計画第4期として、来年度までその評価をするとのことでしたが、なかなか評価に生かすべき実績値の進捗、減少が得られないのが現状のようでございます。

そこでお伺いいたします。

本市としてどの程度の対策をここまで行ってきたか。また、被害はどの程度発生しているのか。加えて、被害に遭われている住民からどのような要望が寄せられているのかなど、現段階までの状況をお聞かせください。

同時に、策定されている中・長期計画について、引き続き2024年までの期間の中で、新たな、先ほど報道の紹介しました新聞記事にあるような、大型の囲いわななどの設置箇所を拡大し、猿の一群捕獲等も具体的に視野に入れて実行するのもかもあわせてお聞かせください。

さて、その中期計画の中で、本市は、2024年度まで被害金額、面積等を半減させるための目標値設定に当たって、1つには、住民を主役とした地域ぐるみの対策体制の構築、2つには、行政、地域の役割を明確にした上での連携強化、3つには、人間と鳥獣の生活空間の明確化の3点を柱として対応する旨記載されてございます。

このことについて考えるとき、被害発生地域のみに対応に重きが置かれ、本市全体として取り組むべき課題としての位置づけが少し薄い感じが

いたします。

何が言いたいかと申しますと、例えば猿が、農家が収穫したばかりのキャベツを両脇に抱え、かつ足で蹴って合計3個のキャベツをとって逃げていくさま、それを皆さんどうごらんになるかです。さて、どう思われますか。

もちろん、実際に被害に遭っている農家の方は、耕作意欲をなくすほどの落胆と、猿に憎しみを強くすることでしょう。一方、その姿すらなかなか見ることのできない町なかの方々の多くの市民の皆さんは、健気でかわいらしい、そんなふうに思われる方も少なくないと思うのです。

このギャップをどのように埋め、広く本市として、全体としての行政課題として対策を考えていくのか、そのことが大切だと思うわけであります。

以前は、猿に限らず、山深く生息していた野生動物。山際の防波堤とも言える里山と、それを維持する人々の営みによって、その機能を十分発揮し、侵入を防いできました。

当然にして今は、ライフスタイルも大きく変わり、かつ後継者不足などさまざまな理由でその機能を失いつつあり、大好きなやぶ、野生動物の憩いの場、鬱蒼としたやぶ、それを農地、住居のすぐ脇に提供するに至っているのです。

まさに、その機能低下が現状の結果をつくっている、私はそう考えます。これ以上機能が低下すれば、市街地への侵入も時間の問題となってしまいます。現状行われている対策について、決して否定するものではございません。

しかし、本市としてもっと抜本的に里山の保全を意識し、対策すべきであると考えますが、本市としてのお考えをお聞きます。

そこで、バッファークーゾーンの構築こそ有効ではないかと私は考えるのであります。ポイントは、事後の維持管理も含めて、行政が主導する形態を模索することだと考えてございます。

少なくとも山際から50メートルの緩衝地帯を帯状に設けるとすれば、その規模からしても大規模

で、お金もかかります。草も生えれば維持も大変です。

であれば、そこを酪農のための採草地、または放牧場に賃貸するとか、あるいは遊歩道を形成し、市民の健康づくり、憩いの場とするといった複合的な施設に活用していけば、一石二鳥の効果が期待できると考えますが、本市としてこの種バッファゾーンの整備についてどのようにお考えか見識をお伺いしたいと存じます。

勝手ながら、一定の候補地について、私は笹野山、皆さん御存じの斜平山でございます。東面裾野南北、水窪ダム西幹線用水路に沿ってこの種モデル地区として整備、開発してはどうかと考えております。

ふるさとの山、斜平山、旧愛宕小学校を中心とした「ようざん桜の杜事業」、また各種団体が整備しているそれぞれのトレッキング道など、多くの既存資産と有機的にリンクさせた遊歩道を整備し、開発、作道に当たっては、測量や工事を行う中から、地すべり対策等治山施策についても大いに活用できるのではないかと考えます。

開発に当たっては、主に水路山側との認識で、必要な伐採も含め、多くの地権者、市民の方々の御協力なしには到底対応できるものではございません。

しかし、私はそこで猿の数より多くの市民が集い、遊歩道を歩く姿や、さらに多くの観光客も招致する中から、一大スポットを形成できる、そんな将来像が必ずできると確信するものです。本市としてのお考えをお伺いいたします。

続きましての質問になります。

斎場の建てかえについてでございます。

今さら申すまでもありませんが、火葬場は、個人と遺族がともに過ごす最後の空間であります。そこには亡くなった方の尊厳をとうとび、その人生をしのび、敬虔の情を持ってお別れする場所であると存じます。

また、常日ごろにおいて、人間の死に対して火

葬にかかわる全ての関係者は、遺族の気持ちをおもんばかり、誠心誠意遺族に尽くしていただいていると思います。

とかく死という概念や火葬場という施設、隠された存在として扱われがちですが、市民の誰しもが一度は利用する施設であり、衛生環境を保持する観点からしても非常に公共性の高い施設であります。

今般、本市斎場待合室棟の耐震補強について、既に設計され施工を予定するに至っておりますが、いずれにしても建設から半世紀近く経過しているわけですから、この際、斎場棟も含めて全面的に建て直しを検討すべきでないかと考えますが、本市としての見解をお聞きしたいと存じます。

また、その新築の期限も含め、早急にそれに伴う検討委員会を立ち上げ、ここ5年以内に対応されるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

検討委員会でなすべきことは、財政、運営についてはもちろんですが、特に私は次の3点の視点が大切と考えております。

まず1点目、市民サービスに関すること。これは当然にして施設整備を含むことですが、現状賛否は別として、例えば待ち時間の短縮、快適性の向上、バリアフリー化などが考えられます。この場合、単に効率化だけの検討にとどまらず、個別の収骨室の整備など、あくまでも故人と遺族の時間を大切にする視点を忘れてはいけないと考えます。

2番目として、事業を日常的に支える、故人と遺族がともに過ごす最後の場にふさわしい係員の接遇、言葉遣い、身だしなみに至るソフト面。火葬技術に関することと言えば、その設備、そのハード面。本市斎場の現状は、スタンダードレベル向上に常に心がけておられますが、これは本市の斎場施設運営に関して、これまでの技術伝承がしっかりと行われ、委託先職員皆様の高い意識と技術に支えられてきたものと考えます。その意識、

技術の伝承を的確に将来につなげるための行政としての役割分担を明確にしていくことも大切なことだと考えます。

その上で、3点目、市民ニーズの把握と伝統・文化習慣について活発な御議論をいただかなければなりません。社会の変化、伴う価値観が多様化する現代社会にあつて、葬儀に対するさまざまなニーズの把握、また、その形態も多様化してきている中で、斎場の役割も変化すべきところがあるのか、あるいはつけ加えなければならない機能と必要性の有無。そして、同じように大切にしなければならないことは、本市、置賜地方の伝統・文化習慣について、寺社・宗教関係者、専門家の御意見も広く反映すべきだと考えます。

以上3点とあわせ、本市として検討委員会を設置し、協議を開始するお考えがあるのかどうかお聞きいたします。

壇上での最後の質問になります。

冬期間の行き届いた除雪対策についてでございます。

この事案につきましては、昨年5月に本市として雪対策総合計画を策定し、その計画内に地域共助による除雪対策の整備が挙げられておりました。

また、それを受けて、昨年の9月定例会、12月定例会の2回にわたって高橋英夫議員からその団体の範囲、地域ニーズ、事業形態のイメージなど、具体的に本市の考え方を質問されてございました。

当局の御答弁につきましては、評価できる内容ではありましたが、まだその時点では、特に市内のボランティア団体とか、NPO以外で、本市で個々に行われている部分は、地域事情からしても存在はあるとの認識はあっても、明確に把握できていないとの回答でございました。

そこで、まず昨年度については具体的にどのような運用が行われ、実際にどの程度補助などの実績があったのかお聞きしたいと存じます。

また、具体的なモデル事業地区を選定するに当たって、各コミセンなどに出向く中から御理解いただくよう、広く周知していくこととしておられたようです。

今期から具体的に実施する旨、御答弁がございましたが、既に冬も近づいている中で、具体的な地域組織、団体、または個人などは既に選定されているのかもあわせてお聞かせください。

本市においては、地区、町内隣組単位でも「克雪」に対して昔から共助してきていることは、皆さん御承知のとおりであります。最近では、高齢化も相まって除雪中の作業事故が毎年問題になります。

大抵の場合は、お一人で作業中での事故が多いようです。落雪や屋根からの滑落、先シーズンでは除雪中に別の大型除雪車に巻き込まれてお亡くなりになるという痛ましい事故も発生しております。

路線の維持については、主に委託された指定業者の皆さんが入念に対応されております。今後も従来にも倍加し、確保に努めていただくことは十分予算措置も含め、本市として取り組み対応、工夫が発展していかなければなりません。

それに加えた共助の目的は、玄関から道路までの除雪など、日々の生活に直結する部分、少なくとも大量に出入り口に堆積した雪の排除は、日常生活を送る上で必須です。

本施策は、地域事情や高齢化等、今日的状況に対応するためのものとの認識を私は持ちますが、本市としての認識を再度確認させていただきたいと存じます。

その上で、行き渡る周知が大切であり、さまざまな共助形態に対し、きめ細かに対応すべきと強く思います。例えば、町内でホイローダーをお持ちの個人が、ひとり暮らしの御老人宅の前を除雪したり、小型除雪機でついでにお隣の分まで除雪したり、持ちつ持たれつこそが雪国の日常であります。その相互扶助精神こそ大切であり、概し

て補助金等に由来するものではありません。

しかし、本市として取り組む以上、例えば傷害保険分でありますとか、車両費、燃料費等の補助給付を適正に行うことによって、大いに共助は発展していくものとの判断に立ちます。

そこで質問です。

本案は、団体、個人の別なく、また組織化された団体にこだわらず、前例のような隣組、個人にも補助対象としているものか。対象にしている場合、今までどのような周知がなされ、またどのような手続が必要なのか。そして、今季そういった方のお申し出があったかどうか伺いたいします。

私としては、個人、団体の別なく、共助のありようを維持、継続するための一ツールとしてこの種施策を考えてございます。どうしてもその過程において、育成過程において必要とあれば、各町内に整備されつつある自主防災組織に委ねることも一案ではないかと考えます。

雪も通常対処できないほどであれば、災害となるわけですから、常日ごろの除雪共助も立派な減災に資するものと考えます。本市のお考えをお聞かせください。

以上をもちまして、壇上からの質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の地域循環型農業の現状と将来性について及び2番の里山保全と有害鳥獣対策についてお答えいたします。

初めに、1の（1）飼料用転作作物の具体的な耕作面積はどうなっているのかについてお答えいたします。

地域循環型農業の推進も含む本市農業振興計画につきましては、今年度で策定から5年目を迎え、来年度から後期の5年間は始まることから、現在、当初策定した前期アクションプランに掲げた振興施策の進捗状況や成果等について精査・検証を

しております。

基本的な振興方針に変更はないと考えておりますが、具体的な施策については、必要に応じて修正や強化を図り、後半5年間の施策を実施していきたいと考えております。

本市の農業振興計画にも掲げておりますが、稲作等を行う耕種農家と畜産農家の連携、いわゆる耕畜連携による循環型農業の推進及び飼料作物の生産振興につながる取り組みとして、法人経営の酪農家を中心とする事業主体が、国庫補助事業である畜産クラスター事業を活用し、この事業により、法人である酪農経営体は規模拡大を図り、東北トップクラスの搾乳量を誇る農場となりました。

この畜産クラスター事業は、実施主体は、法人経営の当該酪農家を含む関係者で組織する米沢畜産クラスター協議会であります。米沢畜産クラスター協議会には、家畜に与える飼料を生産する飼料生産組合、いわゆる耕種農家で構成している生産組合も構成員として入っており、酪農経営における生産コストの低減と飼料の自給率を高めること、また、飼料であるデントコーンや稲を利用したホールクロップサイレージを生産する飼料生産組合員の所得向上を図るため、転作作物としての飼料作物の作付についても、飼料生産組合を中心として拡大が図られており、耕種農家とのマッチングも円滑に行われております。

市全体の飼料作物の作付面積は、平成30年度実績で286ヘクタールとなっており、前年の平成29年度実績258ヘクタールと比較しますと28ヘクタールの増加となっております。

また、平成29年度に主食用米を作付していた水田から、平成30年度に飼料作物作付へと変更となった面積は22ヘクタールであり、平成29年度までに作物等が何も作付されていなかった水田、いわゆる耕作放棄地に飼料作物が作付された面積は11.9ヘクタールとなっております。飼料作物の作付により、中山間地等の耕作放棄地の解消にもつ

ながっているところです。

本市としても、地域循環型農業を推進していくため、国の制度を活用し、飼料作物の作付に対しては、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成として、10アール当たり3万5,000円の交付や、稲作農家と畜産農家との連携に対し、耕畜連携助成として、10アール当たり9,900円の交付により支援を行っております。

なお、堆肥有効活用施設の建設については、平成29年度に米沢畜産クラスター協議会が実施した事業により、堆肥処理施設も整備して良質な堆肥の生産に努められており、飼料作物作付地へ還元されております。

次に、(2)の一定のルールづくりの必要性について考えはあるのかについてお答えいたします。

飼料作物の作付が急速に拡大されてきていることについて、一部の農業者から不安視する声をお聞きしております。具体的には、適正な除草対策や防除を行わない場合に、他の作物への害虫被害が懸念されることや、山際におけるデントコーン作付地が熊やイノシシのすみかになっているのではないかという鳥獣被害への懸念などです。

そのため、先日、飼料生産組合の方々とは本市農林課及び農業委員会事務局の職員が意見交換を行う機会を設け、状況を把握するとともに、デントコーンを作付している農地内での害虫、具体的にはカメムシであります、その生息密度の調査を行ったところです。

県の置賜総合支庁農業技術普及課の指摘では、デントコーン自体にはカメムシは寄りつかないものの、除草対策が適正に行われず、雑草が繁茂した場合、その雑草にカメムシが生息してしまうということであり、昨年からのデントコーンの播種直後から出芽前の除草剤散布を基本とすること、また、大規模作付の場合は、5葉期までに除草剤を散布すること、そして、除草剤の効果が薄い場合は、水稻の成育に合わせてデントコーンの圃場

に殺虫剤及び除草剤を散布するよう、除草等の適正管理の徹底を指導しているところです。

調査の結果、適正に管理されたデントコーンの作付地では、カメムシの生息は極めて少ない状況にありました。カメムシについては、デントコーンに限らず、水稻を含む他の作物でも、除草等の管理が行き届いていなければカメムシの生息密度を高めることとなりますので、誤解や不安を招かないよう、今後、市としても管理の徹底や飼料生産組合と稲作農家との情報の共有など、相互理解が深まるような対応が必要であると考えております。

また、熊などのすみかになり、人里への出没が懸念される山際のデントコーンの作付地では、収穫時期を極力おくらせることや、山間部では、熊の出現を回避するため、デントコーンではなく、牧草を作付するなどの対応も行っていると考えております。

そして、耕作放棄地へのデントコーンの作付では、これまでの雑草を除去しなければならないことや、作業効率の面から一部の畦畔を取り除くため、重機を入れての作業となっておりますので、大がかりな作業の場合には、チラシなどにより近隣住民への周知などの対応も検討すべきであると考えております。

さらに、農地の貸し借りや売買等については、当事者間での話し合いにより成立するため、行政が介入したり、作付を制限することはできませんが、これまでも関係者間での話し合いにより、飼料作物の作付地を集団化し、水稻作付地との混在を防ぐ対応をしていただいた事例もありますので、必要に応じ、そのような対応を働きかけていくことが大切であると考えております。

今後も、飼料作物の作付は拡大することが予想されますので、生産を担う飼料生産組合と地域内の他の稲作経営者、そして飼料作物を利用する畜産経営者がお互い必要な情報を共有し、所得向上につながり、地域に理解される地域循環型農業が

発展するためにはどのような対応が必要か、市としても検討してまいります。

次に、2の里山保全と有害鳥獣対策についてお答えいたします。

初めに、本市が行ってきた有害鳥獣、特に猿の対策についてですが、被害が発生した当初は、威嚇音や電動の鉄砲による追い払いと捕獲という対策でしたが、その後、電気柵の導入、猿への発信器の装着による行動範囲の把握、威嚇用火火による追い払い、モンキーDOGによる追い上げなどを実施してきました。

そして、現在は、地域住民の御協力により、放置されている柿の木の伐採や草刈りなどの環境整備も行われております。

次に、被害の状況ですが、平成30年度までの過去5年間を見ると、鳥獣害全体の被害額は、1,200万円から1,300万円で推移しており、わずかながら減少傾向にはありますが、近年はイノシシの被害が顕著になりつつあります。被害に遭われている皆様からは、猿やイノシシの捕獲を望む声が多く寄せられている状況です。

現在の本市の鳥獣被害対策、特に猿対策の考えとしては、平成27年度に策定しました「鳥獣被害防止に向けた中・長期計画」に示しているとおり、追い払いや電気柵などによる防除、バッファゾーン、いわゆる緩衝帯の整備や放置果樹の伐採等の環境整備、そして、加害する猿の捕獲の、「防除、環境整備、捕獲」をバランスよく講じることが重要であり、地域住民の皆様と行政、そして猟友会の3者が一致協力して取り組むことが必要不可欠であると考えております。

なお、大型のわなによる猿の一群捕獲については、中・長期計画の中では、さまざまな手段を講じていても深刻な農作物被害や人的被害の危険性が高まった場合は検討することにしておりますが、他地区の事例などを見ますと、設置する費用や捕獲した後の環境整備等の対策を徹底しないと、他の群れが侵入するおそれがあることなど、それら

の課題もあるため、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、市内での緩衝帯整備については、既に南原坂下地区で山形みどり環境税のモデル事業であります「動物共生の森づくり事業」を活用し、平成20年度に実施し、その翌年から地域ぐるみによる草刈りなどの維持管理を行っており、平成28年度からは新たに小野川地区、大平地区において実施しております。

なお、より効果のある猿害対策とするには、緩衝帯の整備等を実施する前に、地域内を専門家と地域住民が共同で環境点検等を実施し、現地踏査による情報収集をすることが大切であり、それらの情報を集約し、地域ぐるみで分析・共有することにより、適切な場所に適切な対策を講じることが可能になると考えております。

そして、緩衝帯を整備した場合は、その後の維持管理が重要となりますが、地域全体で継続して対応していくためには、地域の結束力を向上させることが必要になります。

そのため、猿害対策を農作物や人的被害の防止とだけ捉えるのではなく、地域振興策の一つとして捉え、農作物被害のない方も含めた地域住民全体で連携した取り組みとすることが重要と考えております。

議員の御提案にありました当該地域における遊歩道の整備は、地域環境、地域資源を活用した市民の健康づくりに活用でき、現在、整備している「ようざん桜の杜」をめぐるようなルート設定ができれば、より多くの方が訪れ、それによって猿などの出没が抑えられることも考えられますので、猿害対策と地域振興を同時に実現できる方法ではないかと思います。

なお、緩衝帯の設置、そして、そこに遊歩道の整備ができるかどうかについては、今後、地域の皆様の御意見をお伺いしながら、ともに研究していく必要があると考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、斎場の建てかえについて、市民ニーズ把握の重要性の認識はとの御質問についてお答えいたします。

初めに、斎場の現状ですが、本市の斎場は、昭和46年に建築され、建築後48年を経過しております。これまで待合室の増築や各種設備の改修・修繕を行い、火葬業務を行ってまいりました。

昨年度、「米沢市まちづくり総合計画第2期実施計画」に基づき、斎場耐震化事業として斎場施設を安全に使用できるよう、耐震診断を行ったところですが、耐震診断の結果、火葬炉がある斎場棟は耐震強度基準を満たしていたものの、待合室棟については耐震補強が必要とのことであります。

現在、診断結果に基づいた耐震補強設計を進めており、来年度に耐震補強工事を実施するとともに、火葬炉等、各種設備の計画的な修繕を行いながら、施設の長寿命化を図っていくこととしております。

さらに、毎年のメンテナンス費用についてですが、昨年度の火葬炉設備の修繕経費は約570万円となっており、毎年ほぼ同じ規模で修繕が必要となっているところです。これは、主に火葬炉を構成する耐火レンガなどが燃焼によって損耗し、定期的に交換修繕を行う必要があることから、4つある火葬炉を毎年2つずつ交互に修繕しており、これにより斎場機能を休止することなく、安定継続した火葬業務を提供することが可能となっているところであります。

次に、斎場に従事する職員の資質向上や技術継承をしっかりと進めることなど、ソフト面に関してもありますが、人生の終焉、最後の別れのある斎場に従事する職員は、一般的な業務と比べて作法や礼を重んじる態度が特に大切であり、一朝一夕に身につくものではないと考えます。

現在、指定管理者による斎場の業務に従事する

職員は3名体制ではありますが、将来、退職などにより人員に変更があった場合には、引き継ぎをしっかりと行うことはもちろん、職員研修など人材育成にも十分配慮するよう指定管理者に求めているとともに、担当課である環境生活課と指定管理者との連携を十分図ってまいります。

次に、市民ニーズの把握等についてですが、現在の施設は50年近く経過しており、さまざまな機能面では他市の最新の斎場施設と比べて改善が望まれる点も少なくないと思われます。

また、伝統や文化、慣習の面からも葬儀全般に対する社会の意識が変化してきていると思われ、地域の文化、慣習なども踏まえたこれからの斎場のあり方や斎場に求められる機能などについて、今後の施設更新の検討を進める上では、関係者の意見を聞くとともに、全国の斎場の最近の更新事業の進め方を研究しながら、市民ニーズの把握に努めることが重要であると認識しております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、4の冬期間の行き届いた除雪対策についてお答えします。

地域共助による除排雪体制の整備に向けた取り組み状況ではありますが、今年度におきましては、当初予算に費用を盛り込み、「地域の支え合いによる除排雪モデル事業補助金」制度を創設したところであります。

これは、昨年、市内全地域で話し合いを進めてきた中で、モデル事業に取り組んでみたいとお申し出いただいた団体からの提案内容をもとに策定したものであります。

この制度は、地域共助による除排雪体制を強化し、冬期間の安全・安心なまちづくりを推進することを目的とし、地域住民で構成する団体を対象に補助金を交付するものであります。

対象となる事業は、地域が主体となっていく、地域内の共助による除排雪体制の整備のための

事業とし、補助金額は1団体10万円を上限として、地域の実情に応じた幅広い取り組みに活用できる制度としております。

事業の一例を挙げますと、地域の高齢者宅を中心とした除排雪作業を実施した際の小型除雪機等の燃料費の補助、雪処理の担い手育成のための講習会の開催費、貸し出し用ヘルメット購入など、除雪作業の安全対策事業などの提案を各地域からいただいております。

また、補助要件として、除排雪作業時のボランティア保険の加入を義務づけさせていただいたところであります。

これまでの進捗状況であります。先月までの間に、モデル事業の提案をいただきました7地区の8団体に補助金制度の趣旨を説明し、補助金申請の案内を行ったところであります。

現在、各地域において除排雪に関する地域の現状や解決したい課題を話し合っており、補助金申請に向けた事業計画書を作成いただいているところであり、市でも適宜サポートを行いながら、10月を目途に交付決定を予定しているところであります。

対象となる団体としましては、既存の地域組織を初め、町内会や本事業のために新しく組織する団体など、地域の実情に応じたさまざまな団体を対象としておりますが、地域防災の役割の一つとして地域防災組織を活用すべきとの御提案につきましても、地域の支え合いによる体制を強化するという本制度の趣旨に沿うものであり、望ましい姿の一つであると考えております。

今後、モデル事業として取り組んでいく中で、効果の検証や評価を行いながら、制度に磨きをかけ、将来的には市内全域を対象とした事業に拡大していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） どうもお答えいただきまして、まことにありがとうございました。

ちょっと残り時間も少なくなってしまうので、まづもって近々やってくるであろう雪について、さらに、今部長のほうからお答えありましたけれども、これにつきまして、少し今までの質問内容でしますと、これは地域のマンパワーを生かすということだというふうに思うんですけども、その上で、先ほど申しましたように、私としては個人と団体の別なく、隣組、和気あいあいと、あるいは簡単にそういった補助をいただけるようになればいいのかなというふうに思うわけなんです。が、なかなかそこまでは細分化できないということではよろしいでしょうか。そういう認識でよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 地域によってはさまざま御事情もあると思いますので、私どものほうも隣組というのは当然想定をしております。ただし、団体ということですので、お一人で、1対1でやられるというものは想定をせず、現在のところは団体ということで2人以上のところ、安全のためにも何とかそういうような組織をつくっていただきたい。通常はもう少し大きい人数の中で少し高齢者の方々を見守っていただければというようなイメージを持っているところでございます。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） わかりました。

その上で、ちょっと別な観点からなんですけれども、米沢市には、先ほど来もちょっとお話あったように、既存のいわゆる克雪設備というものが、例えば流雪溝でありますとか、それからいろんな今まで先人が対応されてきたいろんな克雪整備がございます。

こちらのほうも、やはり共助というものも含めて、路地、各津々浦々まで水路等の部分もめぐらされているわけでございますし、その水路に関しても言えば、最近では非常に水が少なく、あるいは流量が少なくとも対応できるような、そういつ

た工夫できるパネル等の開発もなされているようですし、さまざまなパネルサイズもあるというようにもあって、いろいろ水利権の問題であるとか、県とか国とか、いろいろ問題はあろうかというふうに思いますけれども、市民が共助としてともどもやろうというときに、国も市も、あるいは県も、あるいは関連の水利組合の方々も御理解いただく中から、そういった細々した水路までも入れまして、かつその施設について、溢水や雪がたまらないような、そういった設備も最近開発されているように聞きますので、ぜひそういったことも導入していただきたいと思うのでありますけれども、いかがでございましょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 御質問の現有流雪溝の機能アップ策というようなところでお答えさせていただきますと、ただいまお話があったとおり、流雪溝は投下されました雪を水の流れによって運搬処理する施設でありますから、豊富な水量はもとより、適度な水路勾配や流速を得るための最適な水路断面形状が求められるところでございます。そういったところから、少しでも流下能力の向上を図るため、以前から流雪溝の改良や研究が行われてきたところでございます。

ただいま議員から御紹介がありました鉄筋コンクリート製品の水路断面内部のほうに側壁パネルとして網を設置して、溢水防止効果や流雪能力アップを図った製品も生み出されているところでございます。

市で管理している流雪溝水路におきましては、主に溢水被害が頻繁に発生する場所を中心に、現在、市内で4路線、延長にして約210メートルほど設置しているところでございます。

一方で、網の部分にごみが付着して水の流れが阻害されて溢水を誘発する原因となるというようなところもありますので、その設置に当たっては、維持管理も含めて十分厳選しながらやっていく必要があると思っているところでございます。

また、あわせて、現在取り組んでいる別工法といたしまして、流雪溝水路の中に水が流れる面に特殊な樹脂塗装を施しまして、雪の付着をしづらくして流下能力を上げてスムーズな流雪作業に効果をつなげている路線もあるところでございます。流雪溝の効果を上げるためにさまざまな検討を重ねて、よい工法がないか引き続き検討してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番(影澤政夫議員) 210メートルということで、まだまだ足りないというふうに思うんですけれども、ぜひそれをまず検証される中から、こういった技術も導入しながら、既存の克雪資産といいますか、本市の克雪資産を十分生かし切っていただきたいものだなというふうに思います。

それと、これはあくまでも苦言ということになるのかどうかわかりませんが、これは雪の壁の問題というふうなことにちょっとお話ししたいというふうに思うんですが、毎年、出会い頭の事故、買い物から出られて、そして本道に出ようとしたときに左右の確認ができなくて交通事故に遭われると、衝突事故が起こるという事故が絶えません。

これは、とりもなおさず見通しが悪いからというふうに私は思うんですけれども、具体的には、木には申しわけないですけれども、県道等の街路樹の配置であるとか、及び県の規定、例えば条例等の関係からして、24条申請とか、いろんな難しい条例の規定もあるということも含めて、理解はするんですけれども、そこにもやはり雪国特有のこういった問題があるということも含めて、御理解いただくように市からも働きかけていただくとか、街路樹の関係の樹間間隔を少し幅広くしてもらうとか、間口も幅広くとってもいいとかというようなことの優しい行政というようなものについても、やっぱり求めていかないと、毎年同じようなことで交通事故になってしまうと。

不要だから切つてしまえとは申しませんが

も、こういった障害になっている以上、一定程度お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 道路の植樹につきましては、以前道路断面という定規がありまして、緑化基準で適度な間隔、7メートルほどですけれども、そういったところで設置してきた経緯もあります。今、新たに道路をつくるときは、ローカルルールというふうな形で、豪雪地帯は十分な堆雪幅とか、そういったところを考慮しながら道路築造にも当たっているところであります。

そして、今お話がありました24条で、承認工事で新たに入口なんかをつくるときですけれども、間口の幅とか、あるいは見通しを得るような、そういった条件もあるところでございます。そして、一方で、邪魔になった植樹は移設というようなどが原則になっているところもありますけれども、そういったところをうまく出会い頭の事故につながらないような形で対処できるようなところでうまくその辺を勘案しながら、24条の申請に当たってまいりたいと思いますし、県道もありますので、県のほうにもこの辺の御趣旨のほうを伝えてまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） ぜひそのようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間も押す中で大変恐縮でありますけれども、先ほど循環型農業について、いろいろと先陣を切っておられる法人の方々とか、あとクラスター協議会の存在についてもいろいろと御説明いただきまして、ありがとうございます。

その中で、私、問題といたしますか、少し考えていただきたい中で、特に大切なことは、いわゆる後進を、若い人たちがとにかく楽しくやれるような今後の農政というようなことも含めて、土地の保全ということもあえて申し上げさせていただきました。

産業部長のほうからは、そのうちいろいろな、今後ルールをつくるとすれば、あるいは今でき上がっているルールの関係で言えば、除草の徹底でありますとか、その他、およそかなり大規模な開発を有する場合、張り紙等で地区に知らせる、地域住民の理解を得るということも含めて、少し規制というか、今後のありようについて若干の話等ございまして、それはそのようにやっていただければというふうに思いましたけれども、例えば、これが農業委員会とかというような部分の中で、どのように今後扱われるべきというふうになるのか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 伊藤農業委員会会長。

○伊藤精司農業委員会会長 一定のルールづくりの必要性についてどう考えるかについてお答えいたします。

最近、飼料作物の作付、特にデントコーンが急速に拡大されていることについて、一部の農業者から不安視する声を私も聞いております。さらに、農地の貸し借りや売買等については、当事者間の話し合いにより成立するため、作付する作物によって不許可とし、作付を制限することはできません。隣地の作物に影響を与えることのないような防除や除草の管理をしっかりと行っていただく必要があります。

また、熊のすみかや人里への出没が懸念される山際のデントコーンの作付では、収穫時期をおくらせ、デントコーンの作付地に熊がとどまるようにしていることや、山間地での熊の出現を回避するため、デントコーンでなく牧草を作付するなどの対応を行っているところです。

これらのことから、誤解や不安を招かないよう、今後、農業委員会としても管理の徹底や飼料生産組合と稲作農家との情報の共有などに努めながら、まずは相互理解が深まるよう十分な話し合いを継続していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 影澤政夫議員。

○2番（影澤政夫議員） お答えありがとうございます。

ました。

とにかく単純に規制するとか、どうするとかの問題ではなくて、とにかく皆さんで知恵を出しながらやっていただくと、今後も続けていただく上では、やはり地区の企業体に対して集積していくと、農業そのもの、耕種そのものもそういったことに集積していく部分についても、一定程度皆さん望むところがあれば、不安なところもあるというふうに思うわけです。

そういった場面で、やはり農業委員会初め、農林課、その母体組織はもとより、市全般としてやっぱりそういった意味では対応を考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思うのであります。

今後ぜひ地道な活動とあわせて積極的な展開を、いろいろ変わりますので、その都度御対応いただく中で、我々議員も含めて、それこそ御相談いただければ相談に乗れるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間がなくなってしまって、今度バッファゾーンの関係とか、いろんなものありますけれども、また12月議会で対応いたします。失礼しました。

○**鳥海隆太議長** 以上で2番影澤政夫議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○**鳥海隆太議長** 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時20分 散 会